

解放ギリシャの暗転とアメリカ合衆国

メタデータ	言語: jpn 出版者: 駿台史学会 公開日: 2010-03-09 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 油井, 大三郎 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/8647

解放ギリシヤの暗転とアメリカ合衆国

油 井 大三郎

一、問題の意味と限定

「世界史の現時点においてほとんどすべての国民は二つの生活様式のどちらか一方を選択しなければならない。この選択はしばしば自由なものではない。

第一の生活様式は多数者の意志に基づき、自由な諸制度、代議政体、自由選挙、個人の自由の保証、言論と宗教の自由、政治的抑圧からの自由によって特徴づけられる。

第二の生活様式は多数者に対して力づくで押しつけられた少数者の意志に基づいている。それは恐怖と抑圧、新聞と放送の統制、不正な選挙、個人の自由の抑圧に依存している。

私は、武装した少数者や外部からの圧力による征服の試みに抵抗している自由な諸民族を支持することこそ合衆国の政策でなければならないと信じる」(傍点引用者)

一九四七年三月一二日、アメリカ合衆国大統領トルーマンは自ら上下両院合同会議にのぞみ、ギリシヤとトルコに対して四億ドルもの援助を供与する法案の制定を求める教書を発表した。その援助を行う根拠を右のように極めて一般的かつイデオロギー的な形で提示した。

この教書は、後にトルーマン・ドクトリンと通称され、ソ連に対する「封じ込め政策」containment policy の嚆矢を放った教書として評価されることになる。また、ベトナム戦争での敗北の後には対外的「過剰介入」overcommitment

の政策上の起源として批判されてきた。いうまでもなく、共産主義の「直接・間接侵略」に対する「自由世界」の防衛という論理は戦後の合衆国政府によるグローバルな対外介入の最大の根拠となってきたのであり、この論理の原型がトルーマン・ドクトリンに見い出されるのである。⁽¹⁾

それ故、当時のギリシャとトルコの事態を「武装した少数者や外部からの圧力による征服の試みに抵抗している自由な諸民族」の危機の象徴として位置づけたことの是非を、今日の史料段階をふまえて実証的に再検討してみる必要がある。

トルーマン・ドクトリンの中で同じく危機が強調されたと言っても、ギリシャとトルコではその「危機」の性格は異つて説明されている。

ギリシャの場合には、大戦以来の経済混乱に加え、「公正な」選挙による政府が「共産主義者が指導する数千の武装勢力のテロ活動によって脅かされている」こと。さらに、彼らの活動がアルバニア、ユーゴスラヴィア、ブルガリアとの国境地帯において著しく、しかも、その国境地帯では国連安全保障理事会が派遣した調査団が「国境侵犯」の有無を目下調査中であるとして、誕生間もない人民民主主義諸国からの圧力を示唆していた。これに対し、トルコの場合には、「ギリシャを苦しめてきたような惨禍から免れてきた」が、「その領土保全が中東における秩序の維持に必須」であり、「その領土保全の維持に必要な近代化」のための援助を提案していた。教書の中にはソ連を明示的に非難した部分は皆無であるが、この提案の背景に、前年八月にソ連が行ったダーダネルス海峡共同防衛案を拒否していたトルコ政府の立場を強化する意図が底在していたことは明らかであった。

つまり、ギリシャの場合は主として国内政治的、せいぜいバルカンという地域的背景を持った紛争であり、トルコの場合は海峡問題という米ソが直接関与するよりグローバルな争点であった。このように両国が直面する危機を異なる性格のものとして認識しながら、トルーマン政権が援助の対象国として両国を一括した背景には、それまで両国に主たる影響力を行使してきたイギリスが自らの経済危機に直面してギリシャを含む世界の各地でその関与を軽減ないし清算せざるを得なくなり、合衆国に対して一九四七年四月以降の援助の肩替りを要請した事実があった。⁽²⁾

以上から明らかな通り、トルーマン・ドクトリンの背景を歴史的に分析するにあたっては、a、ギリシャ国内の政

治社会史、b、aとの関連でのバルカン地域史、c、海峡問題をめぐる米ソ関係、d、東部地中海地域における英米関係、という四つの側面を統一的に把握することが必要となろう。³⁾その際、トルーマン・ドクトリンの発表に至る過程におけるギリシャ問題の中心的位置を考慮して、小論ではaの側面、特に、解放から「内戦」への戦後ギリシャ史の展開とそれに対する合衆国側の対応に焦点をあてる。

第二次世界大戦直後の時期のギリシャ史を検討する場合、次の三つの時期に区分するのが適當であろう。

第一期は、一九四四年一〇月にEAM (Ethnikon Apethetrotikon Metopon 国民解放戦線、以下EAMと略称)を中心としたレジスタンス勢力の蜂起とイギリス軍の上陸とによって枢軸軍が掃された時点から四六年三月に戦後初の総選挙が実施されるまでの時期(一九四四年一〇月～四六年三月)

第二期は、その総選挙をポイントとしたEAMとギリシャ政府軍との間に散発的な武力衝突が始まり、その拡大の末、遂には一九四七年一二月、北部山岳地帯においてEAMを中核とする臨時民主政府の樹立が発表されると共にアテネ政府側がEAMの中核政党であるギリシャ共産党 (Kommunistikon Komma Ellados 以下KKEと略記)を非合法化するまでの時期(一九四六年三月～四七年一二月)。

第三期は、戦闘が通常戦の様相を呈するにつれて臨時民主政府側に不利となり、結局、一九四九年一〇月に臨時民主政府側が敗北を宣言し、「内戦」が終結するまでの時期(一九四七年一二月～四九年一〇月)である。

周知のように、ギリシャのレジスタンス運動は大戦中、隣国ユーゴスラヴィアのそれと比肩しうる程の影響力と抵抗力を示したが、右の時期区分でも明らかなように、解放後はユーゴスラヴィアとは全く対照的に政権から排除された上、白色テロと軍事弾圧にさらされ、遂には公式の政治舞台からは一掃されてしまった。また、コルコが戦後のギリシャを「ヨーロッパの中国」と形容したように大戦の終りが「内戦」の始まりであったという類似性が見られるが、ここでも中国とは全く対照的に「一九四九年一〇月」に発せられたのは勝利の宣言ではなく、苦汗に満ちた敗北の宣言であった。まさに「現代のギリシャ悲劇」である。

一体何がギリシャをしてユーゴスラヴィアや中国とは全く異った軌跡をたどらせたのか。また、「革命」という基

準ではなく、戦後の「民主化」という基準に照らしてみても、ギリシャのレジスタンス勢力は、イタリアやフランスのそれに比べて著しい逆境に置かれたのは何故だろうか。連合国を担う大国として反ファシズムと戦後民主化を標榜した合衆国はこの「解放ギリシャの暗転」の過程にいかにかかわったのか。

そこでこの小論では、紙幅の制約もあり、先の時期区分の第一期、つまり、解放直後のイギリスによる軍事介入から一九四六年三月の総選挙実施に至る過程に限定して検討する。この時期はイギリスが主導する形で戦後ギリシャの再編が強行されてゆく時期であり、イギリス、ソ連と共にヤルタ会談における「解放ヨーロッパ宣言」の共同署名者たる合衆国がこの過程にどう関わったのかを検討する。

これまでの研究史を素描すると、A、ギリシャの革命運動史乃至「内戦」史それ自体への関心によるものと、B、国際政治史的関心によるものとが並行して進められてきたように思われる。また、時期的変化に着目すると、まず当事者や目撃者による同時期的な証言や分析が一九四〇年代後半に見られ、次いで、戦闘終結後の五〇年代には当事者や専門家による研究書が刊行されている。例えば、その主なものを挙げると、連合国軍事使節団の一員として大戦中レジスタンスとの連絡にあたったC・M・ウッドハウス、アメリカ大使館付武官の経歴をもつW・H・マクネイル、バルカン史の専門家L・S・スタヴリアノス等の著作はこの初期のものに属する。また、レジスタンス運動の当事者の証言としてはE・A・Mの軍事組織の指令官だったS・サラフィスの著作がある。

六〇年代以降になると、ギリシャ語文献を駆使した共産党史やレジスタンスに参加した当事者からの聴き取り調査で肉づけされた研究書⁽¹⁰⁾が表われ、加えて、軍事史的研究やドイツ、ソ連での研究も刊行されて、A系列の研究が進展を見せた。⁽¹¹⁾同時に、六〇年代中頃よりアメリカ側の関係公文書が公開・公刊され始めたという新しい史料段階をふまえて、B系列の研究、とりわけ、ギリシャ・アメリカ関係史の研究が緒につき始めている。⁽¹²⁾

以上の研究史を振り返る時、第一に気づく問題点は、A系列の研究の重点がE・A・MやK・K・E等の政治運動史に集中し、史料制約もあって戦後ギリシャの経済構造が十分掘り下げられていない点である。また、イギリスの介入や英軍の駐留と権力機構との関連も不明確なままに、軍事衝突を「内戦」と把握する傾向が圧倒的であり、この点の検討も残されている。

第二に、A系列の研究とB系列の研究とを総合する課題も残されている。後者においては大国間の権力政治が過大評価され、前者にあつては、国際的契機が軽視される傾向がある。研究史上のこの乖離状況を克服するためには、バルカン地域史の視点を導入して、ギリシャ側の領土要求、マケドニア人等の少数民族問題、大ギリシャ主義のイデオロギー等と北隣のバルカン諸国における人民民主主義革命の進行過程とを統一的に把握する必要がある。同時に、東部地中海地域における変動がギリシャに及ぼした外圧にも注意する必要がある。戦後ギリシャをバルカンと東部地中海という二重の地域性において把握する必要性を強調した所以である。

注

- (1) 斎藤真『アメリカ外交の論理と現実』(東大出版会、一九六二年)八四―八五頁。
- (2) 以上トルーマン・ドクトリンの引用は以下に示した。U. S. Senate, Committee on Foreign Relations, *Executive Hearings on a Bill to Provide for Assistance to Greece and Turkey* (S. 938), Washington, 1973, pp. vii~xi.
- (3) 方法的に整理して言えは、国際関係や一國(Nation)・地域(Region)・世界(Globe)と三層に区分した上でその相関を分析する方法とすることが出来る。その際、ギリシャの場合はバルカンと東部地中海という二重の地域的規定性を帯びている点に特に留意する必要がある。
- (4) Joyce & Gabriel Kolko, *The Limits of Power*, N. Y., 1972, p. 226.
- (5) C. M. Woodhouse, *Apple of Discord*, London, 1948; do, *The Struggle for Greece 1941-1949*, London, 1976.
- (6) W. H. McNeill, *The Greek Dilemma: War and Aftermath*, London, 1947; 下記の著者は二〇世紀世界の調査団に参加した次の報告最著者である。F. Smothers, W. H. McNeill, & E. D. McNeill *Report on the Greeks*, N. Y., 1948.
- (7) L. S. Stavrianos, *Greece: American Dilemma and Opportunity*, Chicago, 1952; キリシヤ側の資料状況については次の論文が参考となる。L. S. Stavrianos & E. P. Panagopoulos, "Bibliographical Article: Present-Day Greece" *Journal of Modern History*, XX, June 1948, pp. 149-158.
- (8) Stephanos Sarafis, *Greek Resistance Army*, London, 1951; do, *ELAS: The Story of the Greek Resistance Army*, London, 1980.
- (9) D. G. Kousoulas, *Revolution and Defeat: The Story of the Greek Communist Party*, London 1965.

- (10) Dominique Eudes, *Les Kapetanios*, 1970; English translation by John Howe, *The Kapetanios: Partisans and Civil War in Greece, 1943-1949*, London, 1972.
- (11) John O. Iatrides, *Revolt in Athens*, Princeton, 1972; Edgar O'Ballance, *The Greek Civil War: 1944-1949*, London, 1966; Heinz Richter, *Griechenland zwischen Revolution und Konterrevolution 1936-1946*, Frankfurt a. M., 1973; Г. Д. Курьякин, *Гречия во второй мировой войне*, Москва, 1963. 日本ではこの面の研究が蓄積がなっていない。小此木真三郎「ギリシヤのレジスタンス運動一九四一年—一九四七年」『社会科学(静岡大)』一九六一年二月、『産業と科学(静岡大)』一九六二年三月、一九六三年三月。勝部元「ギリシヤの内戦一九四六—一九四九」『桃山学院大学社会学論集』一九六八—一九六九年。木戸 蒔「ギリシヤの内戦」『国際政治』五三号(一九七五年一〇月)。斎藤治子「ギリシヤにおける反ファシズム統一戦線」『歴史評論』三三〇号(一九七七年一〇月)。同「ギリシヤのレジスタンスとソ連」『史論(東京女子大学)』三一(一九七七年)。
- (12) 関係公文書の中で同期的に公開されたものとして以下が必要である。イギリス側のものとして G. B., *Documents Regarding the Situation in Greece: January 1945*, Cmb. 6592, London, 1945; *Report of the British Parliamentary Delegation to Greece: August 1946*, London, 1947. 全米国語として U. S., Dept. of State, "Aid to Greece and Turkey" *Department of State Bulletin*, Supplement XVI, May 4, 1947 (S. D. Publications No. 2909); do., *Summary and Recommendations of the American Economic Mission to Greece*, Washington, 1947 (S. D. Publication No. 365); Congress, Senate, Committee on Foreign Relations, *Hearings: Assistance to Greece and Turkey*, Washington, 1947.
- 一九六〇年代中頃以降公開された外交文書は、U. S., Dept. of State, *Foreign Relations of the U. S.: The Near East & Africa*, 1944 Vol. V, Washington, 1965; 1945 Vol. VIII, Washington, 1969; 1946 Vol. VII, Washington, 1969; 1947 Vol. V, Washington, 1971 (以下 FRUS と略記)。議事録として U. S., Congress, Senate, Comm. on Foreign Relations, *Executive Hearings: Legislative Origins of the Truman Doctrine*, Washington, 1973. 以下にロンドン化された文書として、Office of Strategic Service & Dept. of State, *Intelligence and Research Reports*, National Archives, microfilmed by University Publication of America, 1977, Pt. V: Postwar Europe, 巻。やがて政府資料関係の公開文書として、H. S. Truman Papers & Dean Acheson Papers (Truman Library); James Forrestal Papers

& Diaries (Princeton Univ.) 等があり、これらの人々の回憶録、日記の類を準一次史料として必見である。

- (31) Stephen G. Kydis, *Greece and the Great Powers, 1944-1947; Prelude to the "Truman Doctrine"*, Thessaloniki, 1963; Lawrence S. Wither, "American Policy toward Greece during W. W. II", *Diplomatic History*, 3-2, Spring 1979; Bruce R. Kuniholm, *The Origins of the Cold War in the Near East: Great Power Conflict and Diplomacy in Iran, Turkey and Greece*, Princeton, 1980. 同時に以下の拙稿もある。油井大三郎他『ヤルタ外交』からトルーマン・ドクトリンへ』『歴史学研究』三八六(一九七二年七月)・油井大三郎「帝国主義世界体制の再編と『冷戦』の起源」『歴史学研究』一九七四年別冊。

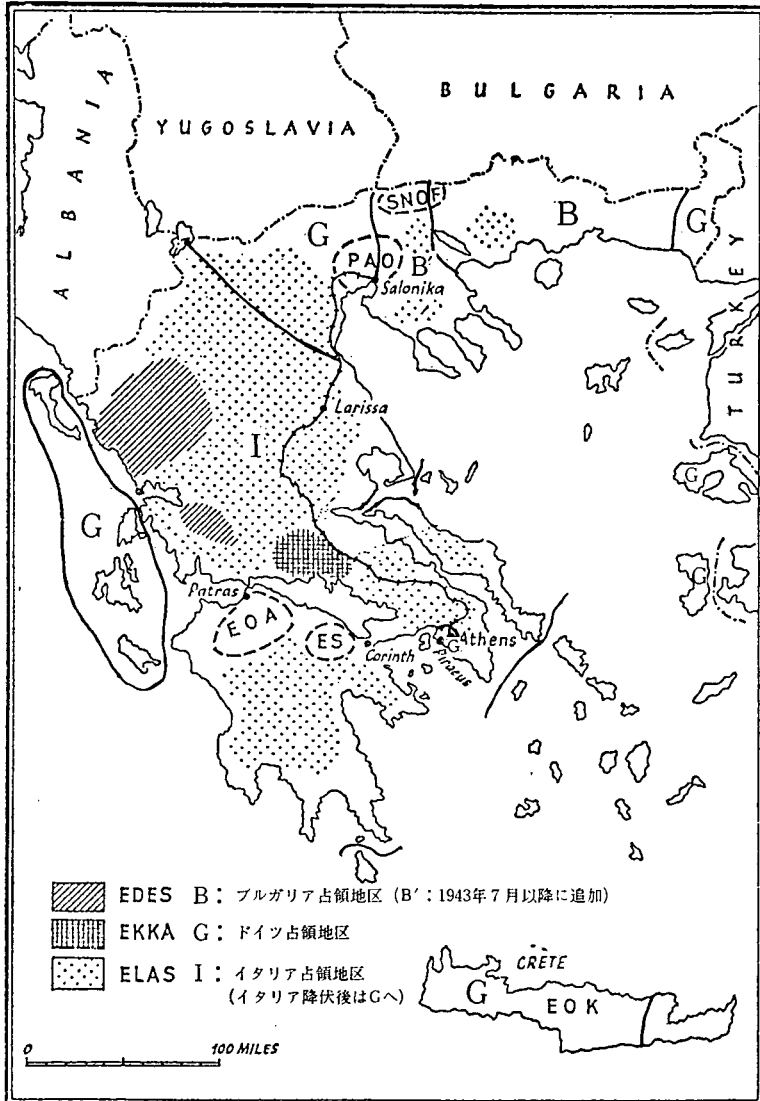
- (14) この点では先にあげたOSSの報告書が役立つ他、一九四六年一月に発足したギリシャ政府の通貨統制委員会に参画したアメリカ人顧問の博士論文が役立つ。Gardner Patterson, "The Financial Experiences of Greece from Liberation to Truman Doctrine, October 1944-March 1947," Ph. D. dissertation, Harvard Univ., 1949. また、Bickham Sweet-Escott, *Greece: A Political and Economic Survey 1939-1953*, London, 1954. は概観をいえるのに役立つ。

二、ギリシャの解放とイギリスの介入

一九四四年一〇月一四日、アテネはドイツ軍の占領から解放された。その日首都の郊外には E L A S (Elinikos Laikos Apelftherotikos Stratos ギリシャ国民解放軍) のアッティカ第二師団が待機する中で、イギリス軍の空挺部隊が市民の歓呼の聲に迎えられて首都に進駐した⁽¹⁾。そして一一月四日には枢軸軍はギリシャ全土から一掃された。一九四一年四月二三日の降伏以来三年半ぶりにギリシャは独立を回復したのであった。

ギリシャが第二次世界大戦に直接巻き込まれるに至ったのは、イタリア軍が侵入した一九四〇年一〇月末以来であった。その時点のギリシャは、メタクサス (Ioannis Metaxas) による独裁体制の下にあり、一九三六年八月四日以来国王の勅令によって憲法の民主的条項は削除され、国会は解散させられていた。この「八月四日体制」と呼ばれる独裁政権はイタリア・ファシズムの侵略に果敢に抵抗し、イタリア軍を国境外に押し戻したが、翌年四月に至って大量のドイツ軍の侵略をうけ、四月二三日に降伏を余儀なくされ、以後ギリシャは枢軸軍の占領下におかれた⁽²⁾。

図 I 枢軸三国の占領地区と抵抗運動の勢力範囲 (1943-1944)



注 Edgar O'Ballance, *The Greek Civil War 1944-1949*, London, 1966, pp. 48, 54 より合成。

SNOF: マケドニア民族解放戦線
 EOA: 全国将校団

PAO: 汎ギリシャ解放組織
 ES: ギリシャ陸軍

占領期のギリシヤでは、亡命した国王の下にツデーロス (Emmanuel Tsouderos) 首相を中心とする亡命政権がカイロに組織される一方、本国はドイツ・イタリア・ブルガリアの三國軍により分割占領 (図 I 参照) され、アテネにはツオラコグラウ (Georgios Tsolakoglau) を首相とする親独的な傀儡政権が発足していた。また、早くから枢軸占領軍に対する抵抗も組織されていたが、その最大のものが一九四一年九月にギリシヤ共産党 (ΚΚΕ)・農民党・社会党・人民民主同盟等によって結成された左翼政党和共和左派との連合の性格をもつ EAM であり、その軍事組織が ELAS (四二年四月に発足) であった。EAM・ELAS は四三年夏以来全土で攻勢をかけ、四四年三月には解放区に独自の行政組織 PEEA (Politiki Epitropi Ethnikis Apelftheros 国民解放政治委員会) を発足させていた。その影響力については様様な見解があるが、解放時において、EAM は総人口七百万人中の実に二百万を擁し、全土三三州中の九五パーセントに及ぶ三一・五州に支配が及んでいた (図 I 参照) との評価がその最大のものであろう。ELAS の兵力についても正規軍だけで五万 (S. Sarfis) から七万 (C. M. Woodhouse) 等と評価に幅があるが、どの研究も、EAM・ELAS の勢力がギリシヤのレジスタンス運動において圧倒的な影響力を持っていたことを一致して指摘している。それ以外の勢力としては、共和主義右派のゼルヴァス (Napoleon Zervas) 大佐に指揮された EDES (Ellinikos Dimokratikos Ethnikos Syndesmos 国民民主連盟、一九四一年九月結成) や一九四三年初めにプサロス (Dimitrios Psaros) 等によって組織された EKKKA (Ethniki Kai Koinoniki Apelftheros 国民社会解放運動) 等があったが、後者はプサロスの死後四散し、前者は一万二千人程の兵力を擁したが、その影響力は北西部のエピルス地方に限定されるものであった。⁽⁴⁾

第二次世界大戦中にレジスタンス運動が展開された他の国々と同様、ギリシヤでも戦前の旧体制に繋がる抵抗と共産党等を中心とする左翼的抵抗との二類型が存在したが、後者が圧倒的影響力を誇っていた点で隣国ユーゴスラヴィアと類似していた。それだけに、亡命政権やイギリスは抵抗運動の前進が革命の進展に繋がることを恐れ、現地の抵抗運動との連携に苦慮していた。その上、ギリシヤの場合、戦前の旧体制とは「八月四日体制」と呼ばれる擬似ファシズム体制であり、それを支えた社会勢力は枢軸軍の占領下で傀儡政権と亡命政権へと二分されていた。それ故、ギリシヤ本国の抵抗運動は外来と土着との二重のファシズムとの闘争に直面した。他方、亡命政権の場合には、ツデー

ロス首相等の共和右派を吸収しつつも、国王の権威と不可分の関係にあり、しかも、その国王ゲオルギオス二世 (Georgios II) 自身がメタクサス独裁体制の生みの親であったことから、共和主義的色彩の強い本国の抵抗運動との連携に一層苦慮し、益益イギリスへの依存を深めていた。

しかし、ギリシャの場合、イギリスの仲介により解放前段階において亡命政権が主導権を握る形で連合政権の樹立が構想されていた。つまり、ユーゴスラヴィアの場合とは対照的に、本国で圧倒的な影響力を行使していた左翼的レジスタンスの側がむしろ大幅な譲歩を余儀なくされていた。⁽⁵⁾

例えば、一九四四年五月二〇日に亡命政権とE.A.Mを含む全抵抗組織の代表の間で締結されたレパノン協定では、全ギリシャ軍の統一、国民統一政府による秩序と自由の保障、対敵協力者への処罰、等の点が合意された。また、国民統一政府の構成については、既に亡命政府の首相になっていた社会民主党のパパンドレウ (Georgios Papandreu) を首相とし、閣僚をE.A.M五名、自由党五名、人民党三名、その他七名の割合で配分することとなった。⁽⁶⁾ 閣僚の四分の一しか与えられなかったE.A.M側の不満は強く、E.A.M側が実際に閣僚をカイロに送ったのは九月に入ってからであった。

さらに、軍事作戦上も現地の抵抗組織は九月二六日のカゼルタ協定によりイギリスのスコビー (Ronald M. Scobie) 将軍 (ギリシャ派遣連合軍最高司令官) の指揮下におかれることにもなった。

つまり、解放前夜にして既にギリシャの左翼的レジスタンス勢力は軍事作戦上のみならず、戦後政権構想上も大幅な譲歩を余儀なくされていたのであるが、それはひとえに枢軸占領軍の打倒と戦後ギリシャの民主的復興という大義のための妥協であった。

九月初めよりE.L.A.Sは中部ギリシャでドイツ軍に対し一斉反撃に出ていたが、一〇月四日にはイギリス軍がペロポネソス半島北部に上陸、一〇月一日にはアテネが解放され、その四日後、パパンドレウ政権が首都に復帰した。一一月四日にはギリシャ全土から枢軸軍が一扫され、ギリシャはいち早く「戦後」を迎えることになったが、それは新たな緊張の始まりでもあった。

解放後のパパンドレウ政権がまず直面したのは、いかにして各種の軍事組織を解体して、単一の国民軍を創設するか、であった。一月初めには、亡命政府系の山岳旅団や神聖大隊がアテネに復帰した。山岳旅団とは一九四四年四

月にエジプトで発生したEAMに共鳴する将兵の反乱をイギリス軍が鎮圧した後に左翼や共和左派を排除した形で再建された第三旅団であるが、四四年夏にイタリア戦線に参加、リミニの攻防で勇名をとどろかせて以来、山岳旅団と通称されていた。一方、神聖大隊は四四年四月当時チュニジア戦線に出動していたため反乱将兵の影響をうけていなかった。これらの亡命政府系軍隊の中樞はヴェンテリス(Konstantinos Ventiris)⁽⁸⁾將軍らを中心とする強固な王党派の將校組織 S.A.N.(Syndesmos Axiomatikon Neon) によって握られており、極めて王党派色の強い軍隊であった。そして、ヴェンテリスはアテネ復帰後、国民統一軍の参謀総長に就任する。

その上、親独傀儡政権下の治安大隊の残党はカゼルタ協定で対敵協力者と規定されたにも拘らず、処罰を免れ、EAM攻撃に狂奔していた。また、アテネを中心に王党派の抵抗組織として発足したにも拘らず、その反EAMの性格の故に傀儡政権から武器援助をうけ、メタクサス独裁の残党をも吸収していた「X」隊はイギリス軍のアテネ進駐に勢いづいていた。一月末に設置された国家警備隊(National Guards)や憲兵隊には治安大隊の残党や対独協力者が多数流れ込んでいた。⁽⁹⁾

ギリシャの軍隊や警察は元来戦前のメタクサス独裁の下で王党派的、右翼的性格を刻印されていた上、枢軸軍の占領期に本国に残留した部分は傀儡政権下に吸収されたし、海外に亡命した部分は四月反乱の鎮圧後、王党派の主導性の下に再編されていた。それ故、旧亡命政権側が依存する軍隊や警察に関する限り、ギリシャの解放は同時に「旧体制」の復活であった。

それにも拘らず、パパンドレウ政権は山岳旅団と神聖大隊を中核として正規軍の創設を構想し、ELASやEDESに武装解除を求めた。当然、EAM側はELASの一方的解散の要求に反撥、一時妥協案としてELASの削減案も検討されたが、結局、既存の全軍隊の同時解散を強く主張した。これに対して、イギリス側はチャーチルからの指示をうけあくまで山岳旅団、神聖大隊を解散させないようパパンドレウ政権に圧力をかけ、一月一日にはスコピイ⁽¹⁰⁾將軍が直接ギリシャ派遣連合軍最高司令官名でELASとEDESに対して一〇日までに武装解除するよう命令した。

スコピイの命令はあたかも占領軍の指令の如くギリシャ政府の頭越しに行われた。連合国の一員たるギリシャにおいてである。EAM側はスコピイの越権行為として反撥し、命令を拒否、二日にはEAM系閣僚が辞職した。三日に

は抗議の集会とデモが、四日にはゼネストが呼びかけられた。解放間もないギリシャは一挙に政治危機に直面したのである。

二月三日朝、会場に予定されたアテネ中心部の憲法広場に集まってきたデモ隊は、広場前に警察の阻止線がはられていたのを発見、小ぜり合いが繰り返される中で、警官側が発砲したため死傷者（死者は少い推定で七名、多いもので二一名、負傷者は数十名から百数十名にのぼったと言われる）が続出する惨事となった。折りしも、この日は日曜日であり、「血の日曜日」がギリシャでも繰り返えされた。怒りに燃えたデモ隊は阻止線を突破、憲法広場は六万人の群衆でうめつくされ、なお数千人が周囲にあふれた。⁽¹²⁾

午後になりイギリス軍が介入し、市内の要所をかためた。翌四日早朝、スコビー将軍はELASに対して七十二時間以内にアテネ、ピレウスから退去するよう命令した。他方、アテネ、ピレウスの労働者は一斉にゼネストに突入、前日の犠牲者の柩を先頭にしたデモにも警察からの発砲がくりかえされ、怒ったデモ隊は各地の警察署を襲撃し、占拠した。混乱が拡大する中でパンドレウ首相は辞意を表明し、後任を自由党のソフォーリス（Themistocles Sophoulis）に託そうとしたが、チャーチルが直接干渉し、パンドレウの辞意を撤回させた。それを知ったソフォーリスが「変装した独裁制以外の何物でもない」と怒ったように、解放ギリシャの主権は侵害されていた。⁽¹³⁾

チャーチルは同時にスコビー将軍に対してELASをアテネから一掃するよう厳命したため、英軍とELASとの直接的軍事衝突は必至となった。

イアトリデスによると、当時の軍事バランスは表Iの通りであり、全国的にはELAS側が優勢であったが、ELASの主力は中部ギリシャにあり、また、エピルス地方ではEDESとの緊張が高まっていたため、アテネ周辺で動員可能な兵力は正規軍八千、予備役一万〜一・五万にすぎなかった。これに対して政府軍やイギリス軍は大部分アテネ地域に集中（約六千〜一万）し、航空機や戦車等の装備の点でも優越していたため、EAM内部ではイギリス軍との戦闘に突入するか否かをめぐって意見の対立が表面化した。共産党は突入もやむなしとしたのに対し、社会党のスヴォロス（Alexander Svolos）は交渉による戦闘回避を主張、激論の末、スコビーの退去命令を拒否し、ギリシャ政府側の諸施設に限定して攻撃する点で一致を見た。⁽¹⁴⁾

表 I 1944年12月初のギリシャにおける軍事力配置

アテネ政府側	山 岳 旅 団	4,000	} 8,500
	神 聖 大 隊	500	
	都 市 警 察	3,000	
	「X」 隊	1,000	
イギリス軍	歩兵3箇旅団(インド人)	9,000	} 13,000
	空 廷 旅 団	2,000	
	機 甲 旅 団	1,000	
	歩 兵 連 隊	1,000	
ゲリラ	EDES		10,000
	ELAS		50,000

注 Iatrides, *op. cit.*, p. 176.

されるか、である。疑問は当時から既にイギリス国内においても、労働党や自由党の指導者、また、『タイムズ』、『エコノミスト』等の有力ジャーナリズムからも表明されていたが、他の連合国、特に、アメリカ合衆国やソ連はどう対応したのだろうか。

一二月六日未明、主要官庁を攻撃したELASはそこにイギリスが駐屯しているのを発見、混乱の中に遂にイギリス軍とELAS軍との戦闘が勃発し、戦闘は全国に拡大していった。

このようにして、ギリシャの中心的レジスタンス運動は枢軸軍を一掃したのも束の間にして今度は他ならぬ連合軍の一翼たるイギリス軍との戦闘を余儀なくされたのであり、その戦闘は決して「内戦」civil warと呼ばれるようなものではなかった。

ギリシャのこの事態は現に反ファシズム戦争を続行中の連合国の戦争目的に照らしても様々な疑問を投げかけていた。

第一に、チャーチル自身が当事者としてローズヴェルトと共に確認した大西洋憲章第三項、「両国はすべての国民が自らの政治形態を選ぶ権利を尊重する。また、両国は強制的に主権と自治とを奪われた国民に対しそれらが回復されることを希望する」とした原則に照らしてである。

第二には、連合国が掲げた反ファシズムの理念に照らして解放後のギリシャで進行し始めた「旧体制」復活の事態はどう評価

- (1) Fudes, *op. cit.*, pp. 173-174.
- (2) 詳しくは、斎藤治十、「ギリシヤのレジスタンスとソ連」二頁参照。
- (3) ソビエト科学アカデミー、江口朴郎・野原四郎・林基監訳、『世界史』現代8（東京図書、一九六六年）五四九—五五一頁。Kipyakidac, Tam же, ctp. 319. W. H. McNeill, *Greek Dilemma*, pp. 111, 127.
- (4) Kipyakidac, Tam же, ctp. 319. 斎藤、「ギリシヤのレジスタンスとソ連」九頁。
- (5) この原因については、ギリシヤの解放をめぐる国際的、国内的条件の両面からの検討が必要である。国際的条件については後に英ソ関係を中心に述べるが、国内的条件としては、レジスタンスと社会革命との結合を避けたギリシヤ共産党の路線上の問題が挙げられる（木戸、「前掲論文」一〇〇頁）。
- (6) McNeill, *op. cit.*, pp. 117-118; 協定の全文は、Iatrides, *op. cit.*, pp. 294-295.
- (7) *Ibid.*, pp. 311-313. Gabriel Kolko, *The Politics of War*, N. Y., 1968, p. 182.
- (8) U. S., Dept. of State, *Intelligence Research Report*: OCL 3745, "The Role of Army in Greek Politics", August 15, 1946, p. 10.
- (9) Iatrides, *op. cit.*, pp. 27, 151; L. S. Stavrianos, "The Immediate Origins of the Battle of Athens" *the American Slavic and East European Review*, Dec. 1949, 246.
- (10) Iatrides, *op. cit.*, pp. 183-187; Kolko, *op. cit.*, pp. 185-188.
- (11) この時点のギリシヤ共産党の方針についてクニースーラスはある党員の証言に基づいて二月革命をめぐる武装降起が決定されたと評画 (Kousoulas, *op. cit.*, pp. 200-201) しているが、英軍やハンブルン側能動性 (Stavrianos, *op. cit.*, 242) など、衝突の図発性 (McNeill, "The Outbreak of Fighting in Athens, December, 1944" *American Slavic and East European Review*, Dec. 1949, 252, 260) を指摘する見解が多い。EAM自体の主張については、National Liberation Front (EAM), *White Book, May 1944-March 1945*, Athens, 1945 を参照。
- (12) 当時アメリカ大使館付武官として事件を目撃したマクネイルはテモ隊が非武装であったこと、憲法広場の斜前の警察本部から軍服姿の男が飛び出し、「撃て、」と叫んで、最初に発砲したと証言している (McNeill, *Greek Dilemma*, p. 140)。また、警察には多数の対敵協力者やメタクシストが流入していたため彼らの党派的敵愾心や報復への恐怖心が惨事の背景に

なつた点も多くの指摘がある。死傷者数についてはイアトリデスが種々の数値を比較している (p. cit., p. 194)。

(13) McNeill, *op. cit.*, pp. 142-144.

(14) *Ibid.*, pp. 145-147.

三、英ソ秘密合意とアメリカ合衆国

一九四四年二月三日、「血の日曜日」の惨劇が起つたその日、國務長官ステイニヤス (Edward R. Stettinius) は「ヴォイス・オブ・アメリカ」を通じて次の声明を発表した。

「……合衆国政府は引き続き他国内政への干渉を自制する。連合軍の軍事的安全が脅されない限り、合衆国はいかなる友好国のいかなる政府に対してもその構成に影響を及ぼす積りはない。アメリカ国民は当然ながら解放された諸国のレジスタンス運動や反ファシズム諸勢力の願望に共感を寄せてきた。アメリカ国民は、ドイツに対して勇敢に戦つたこれらの諸集団がドイツに対する現在のあらゆる重要な軍事作戦を妨げる積りのないことを知っている⁽¹⁾」

この声明はE.A.M.に共感を寄せるギリシャの民衆に歓呼の声で迎えられた。ギリシャ共産党の機関紙 *Rezospartis* はその全文を掲載し、ワシントンがロンドンの政策を批判した意義を強調した。また、マクネイルの目撃談によれば、デモ隊は絶え間なく「ローズヴェルト、ローズヴェルト」と叫び、隊列の中には多数のギリシャ国旗と共に無数の星条旗がひるがえり、その他若干のソ連国旗があつたが、イギリスのそれは見あたらなかつたといふ⁽²⁾。

さらに、一二月五日、ステイニヤス國務長官はイタリア政府の組閣問題に関連して、合衆国は「イタリア国民が自らの政府の問題を外部からの干渉なしに民主的方向に沿って解決するよう期待している。この政策は領土が解放された連合国の諸政府に関しては一層明確に適用されることになろう」と述べた。この後段が暗にギリシャの問題を差していたことは明らかであり、アテネ駐在のマグヴェイ (Lincoln MacVeagh) 米國大使は、同日付の報告の中でアメリカの外交官が内紛に巻き込まれないよう全力を尽しながら、同時にイギリスを当惑させないよう注意している旨打電している。また、合衆国海軍作戦部長キング (Ernest J. King) 提督も同日、地中海艦隊司令官ヒュウィット

(H. K. Hewitt) 中將に対して在ギリシャ英軍向物資の運搬用に米船舶を使用させないよう命令した。⁽³⁾

ワシントンからのこのような批判に対してチャーチル政権は不快の念をかくさなかった。イーデン (Anthony Eden) 外相は駐米大使を通じてアメリカの態度は「ソヴェト政府の方が類似の行動やコメントを極めて慎重に控えているのでかえって有害であった」旨伝達するよう指示した。また、チャーチルは、英軍とE.L.A.Sとの軍事衝突が既に進行中であった一二月九日に自らホワイトハウスに電話をかけ、ローズヴェルトの腹心ホプキンス (Harry L. Hopkins) に対して米船舶の使用停止命令を撤回するよう申し入れた。⁽⁴⁾

チャーチルに言わせれば、ワシントンの批判は心外であった。何故なら同年の八月中旬にギリシャ上陸作戦の実施に必要なアメリカ空軍の援助をローズヴェルトに要請した電報の中で、ドイツ軍の撤退後E.A.Mや共産党の蜂起の可能性を指摘した上で、「私は、貴殿が混乱や市街戦の、また、専制的な共産党政権成立の見通しのどちらも私以上に好まないと思っています」と指摘していたこと。そして、ローズヴェルが八月二六日付の返電の中で「ドイツ軍撤退後ギリシャの秩序を維持するために十分な英軍を待機させるよう貴殿が準備することに異存ありません」と答えていたからであった。⁽⁵⁾

さらに、一層重大なことは、イギリスとソ連との間でバルカンに関する一種の「勢力圏分割」の合意が存在し、合衆国側も期限付ながらそれを了解していた事実である。

既にソ連軍がルーマニア国境内に入り、西進していた一九四四年五月三十一日、チャーチルはローズヴェルトに電報を送り、①ソ連はルーマニア問題で主導性を発揮し、イギリスはギリシャ問題で主導性を発揮するよう駐英ソ連大使に提案したこと、②ソ連大使は合衆国の同意があれば最終的に合意すると回答したこと、③この提案は、「バルカンを勢力圏 sphere of influence に分割する」ものではなく、「戦時情勢にのみ適用される」こと、を通知し、了解を求めた。これに対しローズヴェルトは六日一日の返信の中で、そのような協定があれば、軍事的決定も非軍事的領域に拡大し、結局、勢力圏分割に帰結するとして不同意を表明した。それでもチャーチルは断念せず、折返し説得の電報を送った。その中で彼は、「ロシアはギリシャ問題の主導権を我々にとらせる用意があるが、それはE.A.Mとそのあらゆる悪だくみがギリシャ国民軍によって統制できるようになることを意味する。それなしには、貴殿がいたく憂

慮されている内戦と国土の荒廢がおこる」と強調して、「三カ月の試験期間」という条件での了解を求めた。結局、ローズヴェルトは六月二日の返答で「三カ月の試験期間」という条件付で妥協したが、同時に、協定があくまで「戦後の勢力圏分割」を意味しないよう釘をさした。⁶⁾

チャーチルがこの英ソ協定によって何を狙っていたのかはもはや多言を要さないであろう。表面上は各々の軍事作戦領域の画定のように説明しながらも、真の狙いはソ連とEAMとを分断し、EAMの孤立化をはかることによってギリシヤに亡命政権主導の戦後体制の創出を容易にしようとする所にあった。それは明らかに戦争の戦術ではなく、戦争の政治であった。

しかも、この英ソ合意の対象はバルカン全域に拡大されるに至った。

ソ連軍が既にブカレスト、ソフィアに進駐し、ベオグラードの解放も間近かに迫っており、他方、イギリス軍もペロポネソス半島の北部に上陸していた状況下の一〇月九日、チャーチルはモスクワを訪問、スターリンとの会談に入った。

チャーチル自身の回想によると、初日の席上、チャーチルは「バルカンの問題を解決しようではないか」と語り、表IIのような数値を書き込んだメモをスターリンに渡したという。スターリンはしばらく翻訳されるのを聞いた後、「青鉛筆を取り出して、大きなV印をつけ、われわれのほうへ紙を戻した。これを紙に書くほどの時間もかからずに、すべてが決ったのである。……」この後、長い沈黙がつづいた。鉛筆で書かれた紙片は机の中央に置かれたままだった。ついに私が口を開いた。「何百万の人々の運命に関する問題を、こんな無造作なやり方で処理してしまつたやうにみえると、かなり冷笑的に思われはしないだろうか？ この紙は焼いてしまいませんか？ 『いや、取っておきなさい』とスターリンがいった。」⁷⁾

約三〇年後に公開されたイギリス側の関連文書によると、このメモをめぐるやりとりの後モロトフとイーデンの間で細部にわたる折衝が続けられたが、その中ではブルガリアにおける両者の比重が最も大きな争点となり、ギリシヤとルーマニアについては既に五月にかわされていた合意を再確認したものであった。⁸⁾しかし、ギリシヤの解放を間近かに控えた時点での再確認であるが故に、むしろ戦後に効力を持続させる合意として評価すべきであろう。

表 II 1944年10月9日英
ソ首脳会談でチャー
チルが提出したメモ

Roumania	Russia 90%	100%
	the others	10%
Greece, G. Poland, Czechoslovakia, Hungary, Rumania	90%	100%
Yug. Slavia	50/50?	
Hungary	50/50?	
Belgium	Russia 75%	100%
	the others	25%

ルーマニア	
ロシア	90%
その他	10%
ギリシャ	
イギリス (アメリカ合衆国との一致の上で)	90%
ロシア	10%
ユーゴスラヴィア	50-50%
ハンガリー	50-50%
ブルガリア	
ロシア	75%
その他	25%

(注) 左図は、C. L. Sulzberger が入手したというチャーチル・メモの写し (C. L. Sulzberger, *A Long Row of Candles*, N. Y., 1969 参照。)

チャーチルはスターリンとの合意に達した二日後、モスクワからロースヴェルト宛に書簡を送り、バルカンについての英ソ間の合意が予備的な性格のものであることを強調し、「メモ」については全く言及しなかった。しかし、ハリマン (W. Averell Harriman) 駐ソ大使は一月二日にチャーチルからメモを正文化したスターリン宛書簡を見せられ、ロースヴェルトやハルの反撥を予言したため、結局、正式の書簡は送られなかったと述べている。つまり、合衆国側も「メモ」の内容について当時既に知っていたわけであるが、合衆国側が英ソにその不承認を通告したという記録はない。むしろ、当時まだ國務長官だったハルは、『回想録』の中でバルカンにおける勢力圏分割がヤルタ会談に不幸な影響を与えたとのべ、「この英ソ協定に対して……断乎たる戦いをしていれば、バルカンにおける我々の後日の困難の一部は生じなかったかも知れない」と述べている。¹⁰⁾

一九四四年六月時点では「三ヶ月の試験期間」という条件をつけたにも拘らず、合衆国政府は一月時点ではその条件の履行を英ソに迫ることを放棄したと見るべきであり、チャーチルの側からすれば、

それは合衆国政府がギリシヤにおけるイギリスの主導権を戦後においても了解したことを意味した。

このような経過からすれば、イギリスの行動を内政干渉とするステイニアス國務長官の批判は迫力に欠けるものであった。事実、一二月九日にチャーチルから抗議をうけたホプキンスは大統領付参謀レイヒ提督と協議の上、アメリカ船舶使用不許可命令を撤回させている⁽¹¹⁾。以後、ワシントンは当初の批判的姿勢から転じてギリシヤにおけるイギリスの主導性を認めた上でその政策の部分修正を求める調停的姿勢へと転じてゆく。

一二月一三日付のローズヴェルトのチャーチル宛の電報はその変化を象徴している。ローズヴェルトはまず「両国間の統一と協同を播がすものは何もない」ことを断つた上で、「ギリシヤにおける現在の一連の事態の中でわが政府が貴殿に同調できずにきた」のはアメリカの伝統的政策と世論の反撥の故であると釈明している。その上で、EAM側の強硬姿勢の基本的理由は国王の意図に対する不信にあるとの判断に基づき、①摂政制の導入、②王制に関する国民投票実施まで国王の帰国延期の公表、③総選挙実施期日の明確化、④山岳旅団、神聖大隊を含む全部隊の解散、⑤非党派的基礎に基づく国民軍の創設まで法と秩序の維持のための英軍駐留、等の具体的助言を行った⁽¹²⁾。

当時、戦況は、アテネ中心部を掌握したものの、イギリス軍が周囲を数において優越するELASに包囲され苦戦している状況であった。イギリス軍は、治安大隊の元隊員等を投入して国家警備隊を約二万人に増強、イタリヤから二個師団を空輸するなどして大勢挽回に必死であった。他方、ELASの側はイギリス空軍の爆撃やEDESとの戦闘勃発により兵力の分散を余儀なくされており、戦線は膠着の様相を呈し始めた。その結果、アテネに急派されていたマクミラン(Harold Macmillan)弁理公使とアレグザンダー(Harold Alexander)野戦司令官は一二月二一日連名でチャーチルに対し、軍事的解決は不可能であり、政治解決を希望する旨打電した⁽¹³⁾。

国内外での批判の高まり、現地での戦線膠着という状況下でチャーチルは二五日急拠アテネを訪問、パパンドレウ政権の閣僚やシアントス(Georgios Siantos)共産党書記長等のEAM代表とも会談し、政治解決の道を探った。その結果、EAMの提案した新政府への大幅入閣や全部隊の解散等の要求をあくまで拒否した上、当初消極的であった摂政制の導入を決意し、ダマスキノス(Damaskinos)大主教を摂政とし、その下で共産党を排除した新政権を発足させる意向をかためた。その上でチャーチルは再びELASへの攻撃再開を指令、アテネへの猛爆撃に踏み切った。その

結果、ELASはアテネから撤退させられ、不利な状況下での休戦を余儀なくさせられてゆくのである。

ダマスキノス撰政案は元来リーパー (Reginald Leeper) イギリス大使が唯一の打開策として二月一〇日に提案していたもので、アテネに急派されたマクミランも「穩健で、合理的、かつ進歩的政策なら漠然とした急進派を強固な共產主義者の核から切り離しうる」と考え、共和派の色彩の強いダマスキノスにあえて白羽の矢を立てたのであった。しかし、障害は「国王狂」(マクミランの表現)と言われるチャーチルの説得、さらに、国王ゲオルギオス二世その人の了解をいかにとりつけるかであった。この説得工作でローズヴェルトが果たした役割は大きかった。先の二月三日付の電報で彼は、チャーチルに撰政制を勧告していたし、チャーチルが大主教擁立を決断(二月二七日)した翌日にはギリシャ国王に対して説得の電報を送っている。⁽¹⁴⁾

結局、二月三〇日、国王はダマスキノス大主教を撰政に任命。翌年一月三日、ダマスキノスの任命により共和派のプラステイラス (Nikolaos Plastiras) 將軍を首相とする自由党等共和派主体の内閣が誕生したが、EAMは排除された。一方、休戦協定はスコビー將軍とELASとの間で一月一日に締結され、「一二月戦闘」は約一カ月で終結した。次いで二月二日より、プラステイラス政府とEAM中央委員会との間で政治軍事問題の交渉が行われ、難航の末、一二日ようやくヴァルキザ協定が締結された。

全九条よりなる協定では、その前文で政府側が大西洋憲章やテヘラン会談の決定に基づく自由権の尊重等を誓約した上で、表現、結社の自由や団結権の尊重(一条)、戒厳令の撤廃(二条)、対敵協力者の公職追放(七条)、警察・憲兵隊の粛清(八条)、等の民主化措置が約束され、EAMや共産党の合法政党としての地位が保障された。また、政治犯への恩赦(三条)や人質の釈放(四条)が決定されると共に、一二月戦闘の最大の契機となった軍隊の問題については、ELASの武装解除が規定されながら神聖大隊はそのまま統一国民軍に編入されることとなった(五、六条)。最後に、政治体制を決定する国民投票を年内に実施した上で、制憲議会選挙を行うこと、その選挙監視団派遣を連合国に要請すること(九条)、以上であった。⁽¹⁵⁾

つまり、ヴァルキザ協定は、その政治条項においては、連合国の反ファシズム理念を解放ギリシャに適用した戦後民主化憲章であった。しかし、同時に、その軍事条項においては、変革的レジスタンス軍隊の解体、極右的・王党派

的軍隊を主体とした国民軍の創設、つまり、「旧体制」の再編・継続を暗示させた。当時のギリシャの権力構造は、ダマスキノス摂政制とプラステイラス政権発足の下で共和派主流の行政府が始動しはじめたものの、イギリス軍の駐留下で極右的・王党派的軍隊が温存・強化されているという二重構造の特徴をもち、ヴァルキザ協定の民主化条項が実施されるかどうかは、武装解除と交替に合法的地位を与えられた抵抗運動の動向とともに、このような権力構造が民主的に改革されるか否かにかかっていた。

丁度同じ頃、米英ソ三国首脳はヤルタに会して大戦末期の戦争遂行と戦後構想を協議した。その議定書の第二章、「解放ヨーロッパに関する宣言」の中では、三国がヨーロッパの被解放国や旧枢軸衛星国において「すべての民主勢力を広汎に代表する臨時政府を樹立」し、早期に「自由選挙」を実施するよう援助する点で合意した。

この条項は後にポーランドをはじめ東欧諸国の戦後体制の評価の尺度となり、米英とソ連との間で激しい論争の種となるが、それはギリシャの場合にも等しく適用されるはずであったが、イギリスの軍事干渉は何故か不問に付された。

ヤルタ会談の第五総会の合衆国側議事録によると、「スターリンはギリシャにおいてイギリスの行動を批判したり、干渉したりする意図はない、ただ何が進行しているのか知りたいだけだと繰り返した」という。さらに、第六回総会では「ギリシャにおけるイギリスの政策を完全に信頼している」とスターリンは語ったという。ソ連側の公文書によっても後日（四月二四日）スターリンがトルーマン宛の書簡の中で次のように語っていることが確認される。

「ギリシャには真に代議制的な政府がつくられているかどうか私は知りません。……ソヴェト政府は、これらの問題に干渉しようという野心ももたなかったのです。なぜならソヴェト政府は、イギリスの安全にとつての、ベルギーとギリシャのあらゆる意義を理解しているからです。」¹⁶⁾

実際、一二月戦闘の最中でも『プラウダ』や『イズヴェスチア』は沈黙を守った。また、チャーチルとの交渉が決裂し、イギリス軍の新たな攻撃にELASが苦戦している最中の一二月末に、ソ連政府はアテネに新大使派遣を通告し、パンドレウ政権側を喜ばせたという。¹⁷⁾このようなソ連の対応は、単なる不干渉政策ではなく、イギリスの干渉の黙認政策であり、その背後に英ソ「一〇月合意」があるのは明らかであろう。つまり、ギリシャ共産党やEAMの

運動はバルカン地域におけるレジスタンス運動の昂揚の一環にありながら、大国間の取引によって「西側地域」として分断され、孤立を余儀なくされた、いわば境界地域の変革運動としての困難さを負わされていたのである。

他方、アメリカ合衆国の場合は、「二〇月合意」の直接的当事者ではないが故に、一二月戦闘の当初はイギリスへの率直な批判が語られた。世界大の自由化をめざす改革的戦後世界構想からすれば「勢力圏分割」に象徴されるようなチャーチルの保守的戦後構想とは原理的に対立する所があった。しかし、ローズヴェルトが提唱した「四人の警察官」構想が国連安全保障理事会における「大国一致」の原則として結実したのは他ならぬヤルタ会談においてであったことが象徴するように、ヤルタの決定は元来民族自決の尊重と大国主導の世界運営という二律背反的性格をもっていった。その上、伝統的な英米協調の枠組は戦争遂行の当初から東部地中海域におけるイギリスの主導性の尊重として発現していた。さらには、世界大の自由化構想の前提には当然社会主義的体制変革の阻止という動機が含まれていたが故に、合衆国側のイギリス批判は、原理的な批判というより、政策の部分的修正を求める立場へと後退せざるを得ない性格のものであった。

但し、修正の焦点の一つが摂政制の導入であった点は注目に値する。周知のように、合衆国の政治風土には反君主制の伝統があり、ギリシャ系アメリカ人の間でも共和主義者が圧倒的であった上に、ゲオルギオス国王がメタクサス独裁の誕生に加担したことも加わり、一九四三年七月に亡命政権を承認してからも、ローズヴェルト政権は、政権基盤の拡大や立憲君主制への改変を希望していた。それ故、一二月戦闘の拾収段階で「国王狂」のチャーチルを説得して、共和色の強い大主教を摂政にし、国王の復帰を国民投票の結果がでるまで延期させたことは、ローズヴェルトとしては修正工作の成功であった。しかし、全部隊の解体という勧告はとり入れられず、EAMを政権から締め出した形での摂政制の導入は、ウィットナーが言うように、EAM内の共産党の孤立化を狙う「ソフィストケートされた反共戦略への英米の収斂」を意味した。一九四三年八月以来ギリシャには三百人もの戦略情報局(OSS)の要員が派遣され、EAMとも接触する中でイギリスのギリシャ政策に疑問を抱き、EAMと共和派(Venizelist)の連合による戦後体制を構想する部分もあったが、それはワシントンの採用する所ではなかった。つまり、ローズヴェルト政権は、反EAMの前提を変えずに、王党派中心の体制に共和派的色彩を抽入することを狙ったわけであるが、王党派軍隊の解

体が実行されず、先に述べた権力の二重構造が残る中で果してこの政策がどれだけの実効性をもつのかが問われていた。むしろ、合衆国政府はイギリスに政策の部分修正をさせたが故に、以後選挙監視等の形で責任の一端を負わされてゆくこととなるのである。⁽²⁾

注

- (1) FRUS, 1944, Vol. V, Washington, 1965, p. 148.
- (2) McNeill, *Greek Dilemma*, p. 142.
- (3) FRUS, 1944, Vol. V, p. 143; Iatrides, *op. cit.*, pp. 211-213.
- (4) *Ibid.*, p. 213; Wittner, *op. cit.*, p. 144.
- (5) FRUS, 1944, Vol. V, pp. 132-134.
- (6) *Ibid.*, pp. 114-121.
- (7) W. C. Churchill, *The Second World War*, Vol. 6: *Triumph and Tragedy*, N. Y., pp. 196-197. 佐藤亮一訳『第二次世界大戦』四卷(河出書房新社、一九七五年)一八六一-一八七頁。これだけのやりとりで果して英ソ間に合意が成立したと断言するのは、懸念が残る。ソ連側の文獻は当初全くこの件を無視していた(T. A. Деборин, Вторая Мировая Война: Военно-Политический очерк, Москва, 1958)が、一九五八年の *Международная Жизнь*, 8 (1958) にヤトスロフ Земсков がスターリンによる拒否説を発表して以来、これが多く採用されてゐる。しかし、一九七三年にイギリス側で「モ」以外の関連史料(“Anglo-Russian Political Conversations at Moscow, October 9-October 17, 1944” the Public Record Office, Prem. 3 434/4 9565)が公開されて以来、合意成立説が強まつてゐる。詳しくは、Albert Resis, “The Churchill-Stalin Secret ‘Percentages’ Agreement on the Balkans, Moscow, October 1944,” *American Historical Review*, vol. 83, no. 2, April 1978, 368-387. 及び平井友義「冷戦とソ連」『国際政治』五三、一九七五年十月、八三頁 参照。
- (8) Resis, *op. cit.*, 372-376.
- (9) FRUS, 1944, Vol. IV, *Europe*, p. 1011; W. A. Harriman & Elie Abel, *Special Envoy to Churchill and Stalin, 1941-1946*, N. Y., 1975, p. 358.

- (10) Cordell Hull, *The Memoirs of Cordell Hull*, N. Y., 1948, pp. 1458-1459.
- (11) Robert E. Sherwood, *Roosevelt and Hopkins*, N. Y., 1950, pp. 840-841.
- (12) *FRUS, 1944, Vol. V*, pp. 150-151.
- (13) Latrides, *op. cit.*, pp. 234-237; McNeill, *The Greek Dilemma*, pp. 152-156.
- (14) *FRUS, 1944, Vol. V*, pp. 177-178; Wittner, *op. cit.*, 146-147.
- (15) Latrides, *op. cit.*, pp. 320-324; *FRUS, 1945, Vol. VIII, The Near East & Africa*, Washington, 1969, pp. 109-114.
- (16) *FRUS, Conference of Yalta and Malia*, Washington, 1955, pp. 782, 853; ソ同盟外務省編『川内唯彦、松本滋訳『米英ソ秘密外交書簡・米ソ篇』(大月書店、一九五七年)一〇五頁。
- (17) Latrides, *op. cit.*, p. 221; Kolko, *op. cit.*, p. 191; 斎藤「ギリシャのレジスタンスとソ連」一四頁、クシディスは一九五五年の論文では二月事件にソ連は「中立的」と評価しながら、六三年の著作では「歴史的状況証拠」なる曖昧な根拠をあげてソ連の関与を主張してゐる(ちかひなく Xydis, *op. cit.*, pp. 529-530)。
- (18) Wittner, *op. cit.*, 135-136, 140, 147; Kolko, *op. cit.*, pp. 176-177.

四、ヴァルギザ協定の空洞化

「我々の武装闘争は終つた。ELASは解散する。三年近くの間、諸君は犠牲的かつ英雄的精神で知られた対決を通して侵略者と激しく戦つた。……諸君の偉業を誇りに思っている。諸君は諸君の国に対する義務を果した。家に帰つた晩には、良き市民となり、諸君の民主主義的理想を追求し続けてくれ。」⁽¹⁾

一九四五年二月一六日、ヴァルギザ協定締結の四日後、ELASの総司令官サラフィス(Stefanos Sarafis)は部下の將兵に武装解除を指令した。大部分の將兵は武器の引き渡しに応じ、約四万一千ものライフル銃とはほ同数のその他の武器が供出された。

しかし、あくまで武力抵抗を主張し、少数の部隊で山岳部にたてこもつた者もあつたが、三カ月後には政府軍によつて潰滅させられた。また、ユーゴスラヴィアに亡命した者もあり、その数は三、四千人に及んだと言われる。さら

に、戦争中スラヴ・マケドニア民族解放戦線(SNOF)を組織してレジスタンス闘争を続けていた少数民族マケドニア人の場合には、アテネ政権による政治的かつ民族的な二重の弾圧を恐れ、二万五千人位がユーゴスラヴィアやブルガリアに亡命したと言われる。また、残った人々の間では抵抗組織が再編され、民族解放戦線(NOF)がこの頃結成されたとい²⁾う。

EAMの中でも動揺があった。既に一二月の「血の日曜日事件」の直後、イギリス軍との軍事衝突の回避を主張していた社会党のスヴォロスやツィリモコス(Elias Tsirimos)らはEAMを脱退し、四月一八日に人民民主同盟・ギリシャ社会党(ELD・SKE)を結成した。その数は少数であったが、かつてEAMが臨時政府的役割を期待して一九四四年三月に樹立した国民解放政治委員会(PEEA)の議長であった元アテネ大学教授スヴォロスの脱退は、EAMの統一戦線の色彩を弱めるものであ³⁾った。

他方、ELASの武装解除に対応してイギリス軍の分遣隊が四月初めまでには主要都市に進駐したが、中部・北部を中心としてEAMは依然多大な政治的影響を残していた。それ故、政府軍や国家警備隊は徐々にその進駐地域を拡大せざるを得ず、全国的に国家警備隊が配置されるのはようやく五月中旬になってからであった。その過程で約四千の隠匿武器が摘発されたが、同時に、合法的手続ぬきの逮捕や投獄が繰り返されたのみか、左翼への報復的な暴行が頻発し、摘発された武器は極右的私党の武装に役立てられる場合すらあ⁴⁾った。例えば、枢軸占領下の傀儡政権と繋りのあつたX隊はこの間勢力を急増させ、秋までには公称二〇万に達したとい⁴⁾う。ELASは武装解除に依⁴⁾じていったにも拘らず、ヴァルキザ協定で確認された市民的自由権やEAMも含めた政党活動の自由の保障の条項は、軍隊や警察の党派的性格の故に当初から空文化の危機に直面していた。

そもそも王党派はヴァルキザ協定の締結に反対であつたため、協定の実施はひたすら共和派政権の肩にかかつていた。とりわけ、非党派的な統一国民軍の創設が難問であつた。既に述べた様に、旧亡命政府系の軍隊はヴェンテリスらSANAに結集する王党派将校に掌握されており、共和派将校はメタクサス独裁成立以前に現役であつた高令者に限られていた。そこで、プラステイラス首相は同世代の共和派将校を司令官クラスに任命し、参謀次長であつたヴェンテリスの更送を指示したが、イギリスの軍事使節団の反対に会い、計画は挫折した。建前上は勸告権をもつにす

ぎない軍事使節団が事実上占領軍の如く命令権を行使したのであった。⁽⁵⁾

軍隊の中核における王党派の主導権が揺がなかった結果、国民軍全体の再編にも党派的な性格が刻印された。S A N 派の將校が任命権を握ることにより山岳旅団や神聖大隊が再編国民軍の中核にすわる一方、旧 E L A S の將兵は武装解除に応じたにも拘らず、排除されていた。警察の再編においても同様であった。プラステイラス政権のラリス内相 (Perikos Rallis) は一九四五年一月末に対敵協力者を肅清して警察を再組織する様指示したが、ヴァルキザ協定締結直後にメタクサス独裁時代の治安関係者ヴラホス (Simeon Valdos) 將軍が首相直属治安問題次官に就任したため、ラリス内相は抗議して辞任、肅清は実行されなかった。その一方、左翼に対する取締りはヴァルキザ協定を無視した形で苛烈をきわめ、共産党側は協定締結後の二カ月間に一三五人が殺され、七五一〇人が不当逮捕されたと抗議した。当時の警察力は国家警備隊が類似の機能を果した他、憲兵隊(約一万二千人)、都市警察(約四千人)、特殊治安部隊等から構成され、ここにもイギリス警察使節団が派遣されていたが、協定蹂躪の現実は変らなかつた。それ故、合衆国側の O S S の分析においても「協定が実行されない限り、ありうる方向はメタクサスの場合とすくなくとも同程度の権力主義的かつ無慈悲な警察国家である……」と警告されていた。⁽⁶⁾

ヴァルキザ協定が空洞化してゆくことに危機を感じた E A M 側は三月中旬連合国の外交使節に対してヤルタ協定やヴァルキザ協定の実施を監視する連合国委員会の設置を求める要請文を提出した。これに対してマクヴェイ米國大使は「アメリカ世論は決していかなる種類の専制も支持しないが、わが政府は解放された諸國に統治機關を創設したりはしない」旨回答した。また、モスクワからの報道はギリシャ警察の行動を非難したが、ソ連政府の具体的対応は見られず、結局、E A M 側の要請は無視された。⁽⁷⁾

その上、共和派のプラステイラス首相は王党派の新聞から戦時中に対独協力の疑いがあると非難され、結局、四月七日辞任に追い込まれてしまった。後任には、元共和派ながら、大戦末期にエジプトで起った親 E A M の將兵反乱を鎮圧して以来王党派の色彩を強めていたヴルガリス (Petros Voulgaris) 提督が就任し、陸・海軍出身者が多く入閣した。⁽⁸⁾

共和派からの入閣もあったが、全体として政権の右傾化は否めず、白色テロは一向にやむ気配はなかつた。それ

表 II 1936年1月選挙における政党別議席数

政党名 (指導者名)	議席数
自由党 (Safoulis, Goratas, S. Venizelos)	127
人民党 (P. Tsaldaris)	69
国民民主党 (G. Kondylis)	63
独立党 (J. Theotokis)	
自由精神党 (J. Metaxas)	7
共産党 (N. Zachariadis)	15

王党派 132

注 OSS, *Civil Affairs Handbook on Greece, Section II, on Government and Administration*, pp. 78-79.

故、前首相プラスティラスを含めた、ソフォーリス (Themistoclis Sofoulis 自由党)、カファンダリス (George Kafandaris 進歩党)、ツォーロス (Emmanuel Tsouderos) の共和派政治指導者は、六月初めウルガリス首相に次の警告を發した。

「昨年一二月の事件以降、極右によって全国的にひき起されたテロ活動は日増しに悪化している。その性格と程度は今や王党派でない市民の生活を不可能にする程であり、自由な国民投票や選挙の準備について考えることを妨げている。」

ヴァルキザ協定の空洞化は EAM 以外の共和派にとっても脅威であった。当時、反共リベラルの立場をとる主な政党には自由党 (Philelethon Komma)、進歩党 (Pro-odevikon Komma)、国民統一党 (E.E.K、党首 P. Kanelopoulos) 等があり、G・パンドレウの社会民主党 (S.D.K) も近い立場にあった。その中で、表 II に示される通り、メタクサス独裁の成立まで両大期間のギリシャ議会の勢力を二分する力を發揮した E・ヴェニゼロス (Eleftherios Venizelos) の流れを汲む自由党が最大の政党であった。しかし、枢軸占領下で不活撥であったため、EAM に流れた支持者も多く、解放後の一九四五年二月初めから政党活動を再開したが、組織の弱体、指導者の老令化と対立、綱領の不明確さ等のため影響力を後退させていた。

これに対して王党派の側では一九四五年一月末にはツアルダリス (Konstantinos Tsaldaris) 等を中心に人民党が再建され、二月中旬までには全国に支部を設置し、イギリスからの保護もあって、王党派の中核的政党になっていった。しかも、EAM の進出に脅威を感じていた富裕階級が、戦前に共和

派であった者を含め、戦後には大多数が王党派支持に結集していたため、人民党は巨額の政治資金を獲得できるようになった。その上、OSSの情報によると、ツアルダリスらは左翼の排斥をめざして憲兵隊や特殊治安部隊とも連絡をとっていたと言われ、⁽¹¹⁾ヴァルキザ協定の締結にも反対していた。このように、人民党は警察や軍隊による反対党への弾圧やX隊等の極右勢力によるテロ活動に助けられながら、同時に、反共の政治的精神的支柱として王制を位置づけ、早くから国王の早期復帰を主張すると共に、「大ギリシヤ主義」を標榜して、戦後の講和を機に領土の拡大を唱導していた。

ヴァルキザ協定の死文化が進行する中でEAMとその中核をなす共産党の動向が注目された。ELASの武装解除後もEAMは合法的政治組織としての権利を主張し、存続した。その後、人民民主同盟・ギリシヤ社会党の脱退によって連合の幅は狭まったが、それでも共産党の他、ギリシヤ農民党(AKE)、民主同盟(DE)、民主急進党(DRK)、ギリシヤ社会党(SKE)の四党が残っていた。また、左派リベラル・グループ(OAF)のようにEAMの周辺にあって友好関係を維持している部分もあり、EAMの政治的影響力はなお多大であった。とりわけ、その中核をなしたギリシヤ共産党は解放時点で約四十万の黨員を擁していたと言われ、ギリシヤの他の政党が指導者間の対立で離合集散をくりかえす非組織的な私党的性格を残していただけにその影響は無視し得なかつた。

共産党は四月初旬第一回中央委員会総会を開催し、「すべての民主主義者に対して民主主義の再生と人民民主主義のための……民主戦線に加わるよう」呼びかけると共に、ヴァルキザ協定を拒否して山岳部にたてこもったヴェロキオティス(Aris Velouchiotis)を非難した⁽¹²⁾。つまり、共産党側は白色テロの脅威にさらされながらも、あくまでヴァルキザ協定遵守を要求する姿勢を堅持していたが、そうした中の五月末、占領下で逮捕されたまま消息を絶っていた前書記長ザハリアデス(Nikos Zachariades)がドイツの敗北によってダハウ強制収容所から釈放され、突然帰国した。ザハリアデスは直ちに指導権を回復し、六月末の第一二回中央委員会総会でシアントスに代り、書記長に復帰した。同時に、彼は報告の中で「来るべき革命は社会主義的性格のものとなり、外国の支配や土地等のようになお残っているブルジョア民主主義的課題を同時に解決するであろう」と語り、新しい路線への転換を提起した。また、テロ攻撃に対抗するため「民主的市民は全国的なゼネストを始めあらゆる手段を使って自らの生活を防衛し、ファシストの攻

撃に抵抗すべきである」と呼びかけた。

この提起は、一二月戦闘での敗北以来後退を余儀なくされてきた共産党側の巻き返しの始まりを感じさせたが、しかし、ザハリアデスはイギリスとの直接的対決を避ける姿勢も明示していた。

「ギリシヤはイギリス帝国にとって必須な連絡経路において鋭敏かつ重大な地点に位置している。イギリス帝国が存在する限り、この経路は存在し、イギリスはそれを確保すべく全力をあげるだろう。ギリシヤの着実な外交政策は次の二つの極の間で作動すべきである。つまり、一つはソヴェト・ロシアを中心とするヨーロッパ・バルカンの極であり、他はイギリスを中心とする地中海の極である。」⁽¹³⁾

この両極論は、ギリシヤの微妙な国際的位置を象徴させていたが、ザハリアデスはそれを自覚するが故に、社会主義革命の路線や白色テロに対する防衛の戦術を提起しながらも、イギリスとの軍事対決を回避する立場をこの時点では採用したと見るべきであろう。それ故、共産党はこれ以降もヴァルキザ協定の実施を要求し続けてゆく。

政治的民主化と共に戦後のギリシヤにとって焦眉の問題は荒廃した経済の再建・復興であった。

四年もの戦争と占領はギリシヤ経済に多大の被害を与えた。一九四一年～四二年の冬には深刻な飢饉に見舞われ、国際赤十字の救援で辛じて危機を乗りきったことすらあった。枢軸軍の一掃後の国土の荒廃も深刻で二千村以上が全壊、戦前に比べ耕地面積は二五パーセントも減少し、穀物生産は半減した。運搬手段の破壊も甚大で、自動車の三分の二、機関車・車両の八～九割は使用不能の状態であった。また、戦前から貿易依存度が高かったにも拘らず、輸入は一九三六年と比べて一一パーセント、輸出は三・三パーセントに激減した上に外洋船舶の七五パーセントが失われていた。さらに、悪性インフレーションが加わった。流通通貨量は解放時の一〇～一一月だけでも七〇〇倍に膨張、復帰直後のアテネ政権は一月一〇日に一新ドラクマが五〇〇億旧ドラクマに相当する新通貨を発行したが、それでも急激な貨幣価値の下落を食い止められなかった。⁽¹⁴⁾

解放直後のギリシヤを待ちうけたものは、食糧危機、国土の荒廃、悪性インフレの三重苦であった。これに対してイギリス側は連合国復興救済機関（UNRRA）の適用をうけるまでの繋ぎ役として既に一九四三年一〇月時点より中東に連絡部隊（Military Liaison）を設置していたが、解放直後よりこれが中心となり食糧供給や交通網の再建に

従事し、UNRRAと交代するまでに三八・七万トンの物資を供給した。他方、UNRRAの側は救援物資がアテネ政権の政治的武器として使われることを恐れたため、折衝に手間どった。結局、分配はアテネ政権、監査はUNRRAという形で合意に達したのは一九四五年一月末であり、実際に連絡部隊から任務を引き継いだのは四月に入ってからであった。主としてアメリカ人、イギリス人からなる七百人以上の外国人スタッフが任務に従事した。以来、UNRRAはその年の後半だけで一・七億、任務を終了した一九四七年六月末までの通算で四・一億ドル、二六六万トンの物資をギリシャに供給することになった。これらの物資は大部分食糧や衣料等の民需品であったが、有償払下げ方式がとられたため、多くが富裕階級に買い占められた上、闇市場に高い価格で流されることよって、真に必要な貧困層には行き届かず、むしろ、右翼的政治家や官僚の不正の源泉ともなった。その上に行政の無能さが加わり、UNRRAの当事者でさえ「UNRRAが克服せねばならない障害の一つはしばしば政府そのものである」と指摘する程であった。¹⁵⁾

ギリシャ派遣UNRRA使節団長はアメリカ人であったが、ギリシャ政府との協定でUNRRA自体は監査権限しか与えられず、実際の運営は当初、ギリシャ政府閣僚とイギリス人の各種顧問を主とする合同政策委員会 (Joint Policy Committee) で決定された。イギリス側は合衆国にも顧問の派遣を働きかけたが、合衆国側は名目的参加だけで共同責任を負わされるのを恐れ、参加を断った。マクヴェイ大使によれば、「ギリシャにおけるUNRRAは段々イギリスの政策の手段となってきた」と受けとめたからであった。¹⁶⁾

UNRRAによる復興援助もイギリスの内政干渉とギリシャ自体の寡頭支配構造という二重の壁に直面していた。

ギリシャ政府自体による経済再建の努力もなかった。特に、一九四五年六月、元ギリシャ銀行総裁ヴァルヴァニス (Kyriakos Varvassos) がヴルガリス政権の副首相兼供給相に就任して以来、一連の経済改革に着手した。まず、一ポンド＝二〇〇ドラクマ水準での通貨の安定をめざすと共に、物価と賃金の凍結、割当制による消費物資の均等分配、増税による財政の均衡化等が追求された。その結果、一時的に卸売物価の下降、流通物資の増大が見られたが、賃金凍結に対する労働者の反対のみならず、固定資産等への直接増税に対する寡頭支配階級の反撥に直面した。¹⁷⁾

表 III 戦前・戦後ギリシヤの財政構造

(単位：10億ドラクマ)

		歳 出				歳 入					
		1938-9年		1951-52年 (予算)		1938-9年		1951-52年 (予算)			
		額	%	額	%	額	%	額	%		
民 政 関 連	大 蔵	1,662	36.2	1,660	22.9	直 接 税	当該年度分	788		924	
	文 部	300	6.5	496	6.5		前年度分	—		225	
	厚 生	330	7.2	672	9.2		小 計	788	19.0	1,149	22.6
	運 輸	498	10.9	210	3.0	間 接 税	関 税	1,116		1,297	
	農 務	166	3.6	171	2.4		総売上高 税	192		435	
	外 務	70	1.5	62	0.2		タバコ消 費税	648		783	
	法 務	113	2.5	159	2.2		酒 税	130		138	
	工 業	—	—	96	1.3		専売収入	203		250	
	商 業	—	—	275	3.8		印 紙 税	265		417	
	海 運	22	0.5	48	0.6		そ の 他	811		618	
	その他	32	0.9	40	0.5		小 計	3,365	81.0	3,938	77.4
	地方貸付 金等	2	—	339	4.7		合 計	4,153	100.0	5,087	100.0
	小 計	3,197	69.6	4,228	58.0						
	国 防 関 連	内 務	263		575		歳入不足分	434		2,201	
陸 軍		729		1,200							
海 軍		224		144							
空 軍		174		189							
三軍共通		—		952							
小 計		1,390	30.4	3,060	42.0						
総 計	4,587	100.0	7,288	100.0		4,587		7,288			

(注) Bickham Sweet-Escott, *Greece: A Political and Economic Survey 1939-1953*, p. 190 より作成。1938-9年の数値は実際のものをも300倍して1952年の貨幣価値で表示してある。

表 IV 戦前・戦後ギリシャの就業構成

		1928年		1951年	
		実数(人)	%		%
農業	農業	1,293,398	53.6	農業	55.6
製造	業	429,831	17.8	製造・建設業	15.6
鉱	業	6,340	0.3	鉱業	0.5
運輸	業	106,758	4.4	運輸業	3.3
商	業	185,560	7.7	商業	9.0
専門	職員	85,969	3.6	専門職員	4.4
公務	員	44,472	1.8	公務員	3.2
金融	融	22,937	0.9	軍	4.5
漁業	業	14,941	0.6		
牧畜	畜	167,302	6.9		
その他	他	57,570	2.4	その他	3.9
合計	計	2,415,078	100.0		100.0
総人口		6,204,684(人)	—	7,603,599(人)	

(注) 1928年: US, OSS, *Civil Affairs Handbook on Greece, Section 1, on Geographical and Social Background*, pp. 50-51.

1951年: Sweet-Escott, *op. cit.*, p. 177.

表Ⅲが示す様に、戦前、戦後を通じてギリシャの歳入に占める直接税の比重は極めて低いのに對して、大衆課税的の性格をもつ間接税の比重が四分の三以上を占めている。ヴァルヴァレソスの改革が意図したのは直接税の増税によってこのような歳入構成を變更し、財政の均衡に役立てると共に、富裕層への増税により部分的にせよ、富の再配分に役立てようとするものであった。それだけに寡頭支配階級の強い反撥を招いたのであった。同時に注目すべきは、財政の不均衡が一層拡大していることである。一九五一年は国内の戦闘が終結した二年後であるが、軍事関連の歳出が全体の四二パーセント(メタクサス独裁期で約三〇パーセント、四六―七七年予算で約三五パーセント)を占めるといふ軍事国家的性格が持続しており、それが財政赤字の主要原因をなしている。しかも、歳入不足分は全歳出の三〇パーセントにも達しており、これだけの巨額赤字は結局、外国からの借款や贈与によって補われていた。つまり、「対外援助」による軍事国家の維持という所にギリシャ財政の基本的問題性が底在していたのである。

また、寡頭支配階級を生みだす経済構造について

も若干の分析を加えておく必要がある。

表IVから読みとれるように、一九二〇年代末から五〇年代初にかけてのギリシャの就業構造にはそれ程大きな変動は見られない。五〇数パーセントの農業人口、二〇パーセント前後の工鉱業人口、一〇数パーセントの第三次産業部門という低開発国の色彩の濃い構成が見られる。しかし、同時期の他のバルカン諸国が八〇パーセント程度の農業人口を記録していたのと比較すれば、相対的には脱農化が進んでいたと言えるが、それは可耕地が国土の五分の一以下に限られるという地理的条件にも由来している。また、その経営規模は、第一次世界大戦後のトルコとの住民交換や一九二四年の土地改革の影響をうけ、大多数が小農経営であった（一九二八年時点で農家総数約九五万戸中の九割は五ヘクタール以下であった）。さらに、表Vが示す通り、穀類のような必需食糧は輸入に依存し、タバコ・果物のような奢侈的農産物（それが全輸出高の四分の三を占める）の生産に集中していたのであり、その農業は自給性の低い、極めて輸出志向性の強い農業であった。¹⁸⁾

他方、工業化は、食品加工（ぶどう酒、ビール、オリーブ油、製粉等）、タバコ、化学肥料、繊維（綿、絹、羊毛）等の軽工業部門を中心に進展しており、重工業製品については若干の兵器産業を除いてこの時点ではほとんど輸入に依存していた（表V参照）。これら軽工業部門の中では繊維（一九三八年の工業生産総額の二七パーセント）、化学肥料（二一・七パーセント）、食品加工（一七・五パーセント）の三業種が基軸的位置を占めていた。その経営実態は、一方に少数の独占的大企業が存在し、他方に多数の家族経営的小企業があるという二重構造の点で特徴的であった。例えば、一九三八年時点における約四〇万人の工業労働者の三分の一は雇用者数五人以下の小工場で働いていた。これに対して、一九四五年五月時点で見ると、化学工業関係六社で生産の七五パーセントを支配、羊毛紡績工業では三社で六〇パーセント、綿織物工業では六社で四二パーセントを支配するという程の生産の集中が見られた。その上、これらの中心的工業は、北部の原料生産地域を基盤として成長したタバコ加工工業を例外として、圧倒的にアテネ・ピレウス地区に集中していた。例えば、一九三〇年時点における雇用者数二五人以上の工場数で見ると、化学工業では五四パーセント、繊維では三九パーセントが同地区に集中している。それは、この地区に良港と安い電力源が集中している上、トルコとの住民交換の結果、低賃金で、しかも熟練した労働力が大量流入していたためと言われる。さら

に、大企業が特定資本の下に系列化されている場合が多く、化学工業の上位二社を支配するボドサキス (Botosakis Athanasiadis) が同時に兵器、造船、ぶどう酒、絹製品等の部門にも支配力を及ぼしていたのはその典型例であった。ヴァルヴァレンスは一九五二年になって経済改革のための報告を提出し、アテネ・ピレウス地区以外の中小企業の育成を提唱するが、それはまさに既に述べた工業の寡頭体制の打破を意図したものであった。⁽¹⁹⁾

同時に、ギリシャ経済の対外依存度の高さにも注意を払う必要がある。農業の場合は既に見た通り、必需食糧を輸入し、奢侈的農産物を輸出する構造にあり、しかも、後者の輸出が大幅入超基調にある貿易収支を緩和させる上で重要な役割を果たしていた(表V参照)。工業の場合は、軽工業部門を中心に輸入代替的工業と農産物加工業における工業化がある程度進展していた訳であるが、前者はその原料の多くを輸入に、後者は製品の多くを輸出に依存していた。その上、重工業製品は大部分輸入に依存した。そのため表Vで明らか様な様に、戦後復興期に輸入が激増しながら、輸出が停滞(特にタバコの場合、栽培地の北部での戦闘継続の影響が甚大であった)したことにより元来の入超基調が更に拡大してしまった。戦前から貿易収支の赤字は移民(一八二〇年からの百年で約四二万人が南北アメリカ・中等等に流出した)からの送金や海運・観光収入で補ってきたが、戦後復興期の大幅入超はその補填能力を超えるもので、結局、外国からの大規模援助や借款に依存してゆくことになった。

ギリシャ経済のこのような対外依存の高さと東地中海の要路に位置するという地理的条件が相俟って海運業は早くから発達を見せ、一九三九年時点で保有船舶数で世界第九位、地中海域では仏伊に次ぐ地位を占めていたが、この海運業においても寡頭制が顕著であった。しかも、表VIが示す様に、ギリシャの輸出は戦前・戦後とも西欧に過半が、合衆国も含めると、三分の二が向けられており、輸入は戦前には半数近くが西欧から、戦後は合衆国の比重が急増して西欧と合せて三分の二以上を占めるようになっていた。それに対して東欧・ソ連との貿易は戦後急速にその比重を減少させたが、戦前においても一〜二割を占めるにすぎない。

つまり、ギリシャは、ザハリアデスの言った様に、地理的にはバルカンと東部地中海との二極に属するとは言え、その伝統的な経済構造上は西欧、さらには合衆国に繋がる東部地中海の極に著しく傾斜していた。しかも、原料・食品の輸出や重工業品の輸入、さらには、海運等の面で著しく資本主義「中心部」に従属した「周辺部」的貿易国家であっ

表 V 戦前・戦後ギリシャの国際収支 (百万ドル)

		1936-8年平均	1950年
買 出 易	葉タバコ・紙巻タバコ	39.2	38.1
	果物	13.8	31.8
	オリーブ・オリーブ油	6.2	3.8
	ワ イ ソン	2.2	2.2
	皮 革 類	2.7	2.2
	鉱 石	4.3	2.6
	木 材	2.3	2.7
	そ の 他	11.3	6.9
	小 計	82.0	90.3
	収 入 支	穀 類	22.7
そ の 他 食 糧		13.6	59.0
木 材		4.6	17.1
鉄・そ の 他 金 属		13.8	33.4
石 炭・石 油		11.3	39.5
化 学 製 品		8.0	24.8
織 維 製 品		17.8	54.1
機 械 製 品		6.7	64.8
自 動 車		1.2	10.3
そ の 他 計		27.3	83.6
合 計	127.0	428.2	
買 外 収 入	在外ギリシャ人等よりの送金	24.3	(18.0)
	海 運 収 入	9.0	(20.2)
	海 外 投 資 収 益	8.7	—
	観 光 収 入	7.7	—
	小 計	49.7	—
買 外 支 出	海 外 投 資	4.7	—
	公 債 支 払	20.0	—
	政 府 対 外 支 出	6.7 (推定)	—
	観 光 支 出	3.7	—
	小 計	-35.1	—
国 際 収 支	-30.4	—	

(注) 貿易収支: Sweet-Escott, *op. cit.*, pp. 185-186, 189.

貿易外収支: State Dept., *Background Information on Greece and Turkish Aid*, March 1947, p. 4.

表 VI 戦前・戦後ギリシャの貿易相手国構成

(%)

		輸 出 先		輸 入 先	
		1936-8年 (平均)	1950年	1936-8年 (平均)	1950年
西 ヨ ー ロ ッ パ	イ ギ リ ス	10.0	15.1	13.3	12.4
	ド イ ツ	35.3	19.9	26.2	8.0
	フ ラ ン ス	2.9	5.3	1.7	3.5
	ベ ル ギ ー	1.4	0.4	1.0	4.5
	オ ラ ン ダ	2.8	2.0	2.2	2.1
	イ タ リ ア	4.4	4.8	2.2	6.2
	オ ー ス ト リ ア	1.9	6.4	2.0	1.9
小 計	58.7	53.9	48.6	38.6	
	ア メ リ カ 合 衆 国	15.9	16.4	6.2	32.5
	ト ル コ	0.6	1.3	1.5	2.5
	エ ジ プ ト	2.5	4.5	—	—
東 欧 ・ ソ 連	チェコスロヴァキア	3.0	0.5	1.7	0.2
	ブルガリア	0.3	—	0.2	—
	ルーマニア	2.8	—	8.9	0.1
	ユーゴスラヴィア	2.7	—	4.8	0.2
	ソ 連	0.6	—	2.9	—
小 計	9.4	0.5	18.5	0.5	
そ の 他	12.9	23.4	25.2	25.9	
総 計	100.0	100.0	100.0	100.0	

(注) Sweet-Escott, *op. cit.*, p. 187 より作成。

た。そして軽工業、商業、金融、海運業に君臨する寡頭制がこの従属構造の国内的基盤を形成していたのである。

ヴァルヴァレンソスの改革が直面したのは実にこのような経済構造であった。寡頭層を中心とする富裕階級は、かつて共和主義者であった者も含め、解放後はEAMへの敵意から人民党等の王党派を物心両面で支援する方向にあった。また、国民軍の中樞は再編後も王党派に掌握されていた上、ヴルガリス首相自身が元共和派とは言っても、親EAM将兵の反乱鎮圧以来王党派色を強めていた。それ故、ヴルガリス政権に共和派も入閣していたとは言え、この政権が寡頭的経済構造にメスを入れ得る基盤は極めて脆弱であった。とりわけ、ヴルガリス首相自身が寡頭支配層の頂点にたつポドサキスが

所有する工場の経営に関与した経歴さえもっていた。結局、ヴァルヴァレンスの改革は、直接税増税や固定価格に反対する大商人や大企業家による販売ストや商品没収と、賃上げを要求する労働者のストライキと、に挾撃される形で挫折し、ヴァルヴァレンス自身は九月初め辞任を余儀なくされた。⁽²⁰⁾ まさに、政治変革ぬぎに経済変革がありえないことを象徴する結末であった。

注

- (1) Eudes, *op. cit.*, pp. 233-234.
- (2) McNeill, *Greek Dilemma*, pp. 162-163; Evangelos Kofos, *Nationalism and Communism in Macedonia*, Thessaloniki, 1964, pp. 148, 170.
- (3) McNeill, *op. cit.*, pp. 165-166; Eudes, *op. cit.*, p. 245.
- (4) McNeill, *op. cit.*, pp. 163-165.
- (5) Dept. of State, *OCL 3745, The Role of Army in Greek Politics*, p. 14; McNeill, *op. cit.*, p. 171. これら国務省やO.S.S.の報告書は一九七二年に公開されたものもあるが、イギリスの政策に対する批判的姿勢に貫かれており、既存の研究が、イテネ政権側の権力構造の分析を十分行っていない現状では参照に値すると思われぬ。
- (6) U. S., Office of Strategic Service, Research and Analysis Branch, R & A No. 2939, *The Role of the Police in Greek Politics*, 21 May 1945, pp. 1-19.
- (7) *Ibid.*, p. 15; *FRUS, 1945, Vol. VIII; The Near East & Africa*, Washington, 1969, p. 117.
- (8) McNeill, *op. cit.*, pp. 172-174.
- (9) Eudes, *op. cit.*, p. 248.
- (10) US, OSS, Research & Analysis Branch, R & A no. 2862, *The Present Balance of Political Forces in Greece*, Washington, 27 February 1945, p. 13.
- (11) *Ibid.*, pp. 12-13; US, Dept. of State, Biographic Intelligence Division, R & A 3448, *Biographical Information on Leading Greek Political Figures*, Washington, 25 January 1946, pp. 190-191.
- (12) Kousoulas, *op. cit.*, p. 220.

- (13) *Ibid.*, pp. 223-224. トーマスはこの十二中総の報告をよって新しい対決への準備と評価しているが、ユードゥの様に「一極外交路線の採用の意味を重視してこの段階ではまた「合法路線」に限定されていたと見るべきであろう。Eudes, *op. cit.*, p. 249-250.
- (14) Sweet-Escott, *op. cit.*, pp. 93-99.
- (15) *Ibid.*, pp. 97-98; McNeill, *op. cit.*, pp. 168-169; Kolko, *op. cit.*, p. 430.
- (16) The Ambassador in Greece to the Secretary of State, June 18, 1945, *FRUS, 1945, Vol. VIII*, pp. 224-228.
- (17) Sweet-Escott, *op. cit.*, pp. 100-101; McNeill, *op. cit.*, p. 176.
- (18) Sweet-Escott, *op. cit.*, pp. 9-13.
- (19) *Ibid.*, pp. 127-130; OSS, *Civil Affair Handbooks: Topical Outline, Industry and Commerce*, pp. 42-43; McNeill, *op. cit.*, pp. 173-174.
- (20) McNeill, *op. cit.*, p. 176.

五、総選挙の強行と武装抵抗の始まり

軍隊の民主的改革や政治活動の自由の保障というヴァルキザ協定の根幹部分が実行されない上に、経済改革も進捗しないまま、王制に関する国民投票と総選挙問題の処理が日程にのぼっていった。しかも、この問題を定めたヴァルキザ協定の第九条には主要連合国に監視団の派遣が要請されており、ヤルタ会談における英米ソ三首脳の合意とも相俟って、投票実施の方法、期日の決定は国際問題でもあった。

ワシントンとはそれまで一貫してギリシャにおけるロンドンの主導権を尊重する姿勢をとってきたが、一二月戦闘の際の調停、アテネ政府からの財政援助の要請、ヴァルキザ協定以降のギリシャ情勢への懸念、さらには、合衆国自体の東部地中海地域への関心の高まりに促されて、六月末頃になると國務省内部で独自のギリシャ政策の確立を求める声が強まった。ワシントンとしては、従来からチャーチル政権の親王党派のギリシャ政策には批判的であり、また、「共和制的統治形態は、既に全体主義の汚名をきいている君主制の復帰より平和な将来をもたらす可能性が大きい」との判断を抱いていた。その結果、冷却期間を置く意味からも、ヴァルキザ協定で規定されていた順序を逆転させ、国

民投票の前に総選挙を実施しよう勸告した。⁽¹⁾

また、監視団の構成について、合衆国側はポツダム会谈の場で英米ソ三国に必要なフランスを加えるよう提案した。しかし、ソ連側はテロが横行し、アルバニア、ブルガリア国境の侵犯が繰り返えされているギリシャの現状では自由で民主的な選挙の実施は不可能であり、まず、ヴァルキザ協定の即時履行が先決であると主張、最終的には九月一二日ロンドン外相理事会の場で不参加を表明した。⁽²⁾

他方、イギリス側では、七月末の総選挙の結果、チャーチルが敗北し、保守党に代つてアトリー (Clement Attlee) 労働党政権が登場していた。労働党は従来からチャーチルのギリシャ干渉政策には批判的であつた。その上、大戦による本国経済への打撃、海外権益の喪失等によつて戦後に深刻な経済・財政危機が訪れることを予想し、対外関与の整理に迫られていた。

八月一五日、日本の敗北により世界大戦が終結すると、その恐れは現実のものとなつた。八月二一日合衆国政府は、イギリスが戦争遂行上の物資供給の大部分を依存していた武器貸与を停止する旨突然発表した。戦後復興にも合衆国からの物資供給を期待していたイギリス側の驚きは大きく、アトリー政権はブレトン・ウッズ協定の批准ともかゝらめて、九月に入り六〇億ドルもの巨額の贈与ないし低利借款を合衆国側に申し入れた。この要請は一二月初め英米金融・通商協定として結実し、翌四六年七月合衆国議会の批准を経て三七・五億ドルもの巨額借款が供与されることになる。⁽³⁾

つまり、イギリスは自国の経済危機の高まりの中で一層合衆国への依存姿勢を強めると共に、伝統的な帝国権益の維持と整理との間で揺れることになる。大戦の終結は、大戦中より潜行していた資本主義世界における「中心部」の移動を顕在化させ始めたのである。

ギリシャもその影響から無縁ではあり得なかつた。労働党政権の成立と合衆国の影響力の高まりは、イギリスのギリシャ政策に何らかの変化が起ることを予想させた。九月初め摂政ダマスキノスが自らロンドンを訪問したのもそれ故であつた。労働党政権首脳と協議の結果、彼は、合衆国側が主張していたように、国民投票を延期し、総選挙を早期に実施することで合意に達した。

その結果、九月一九日、英米仏三国政府はソ連不参加のまま、総選挙の監視団派遣を決定した。その際、マクヴェイ大使はヴルガリス首相に対して二重投票、有権者名簿の改竄等を防ぎ、「民主選挙が民主的に実施される」よう希望した。⁽⁴⁾確かに、ギリシャの選挙はヤルタ会談で合意された解放ヨーロッパ宣言が規定した「自由選挙による民主政府樹立」を米英ソ三国が援助するとの条項の試金石であった。東欧でソ連が試めされたように、ギリシャでは英米が試めされることになった。

英米仏三国の監視団派遣の決定をうけて、一〇月六日、ヴルガリス政権は翌年一月二〇日に総選挙を実施する旨公表した。人民党等の王党派は狂喜し、社会民主党のパンドレウ等二、三の政党指導者も同調姿勢を示したが、EAMのみならず、自由党、進歩党、農民党やスヴォロスの社会党等もこぞって強い反撥を示した。マクヴェイ米国外大使の報告によると、自由党首ソフォーリスは、それまでX隊や右翼団体の「見えざる政府」に翻弄されてきたヴルガリス政権の下では公正な選挙はありえないとの判断を抱き、「必要な条件が達成されなければ、自由党は国民的悲劇を生む嘆かわしい選挙コメデイの責任を負う訳にはいかない」と声明した。共産党の機関紙 Rizospastis は政府の決定は「人民に対するクーデタの合法化である」と非難した。⁽⁵⁾

中道と左翼諸政党のこのような強い反撥に直面してリーパー英国大使は摂政に対して「中道左派による新政権の樹立」を勧告した。その際、リーパーは、イギリスがあらゆる犠牲を払って国王の復帰に努力し、右派を支持しているという広く流布している疑念をとり除く必要があると米国外大使に語ったという。⁽⁶⁾これは明らかに労働党政権成立による軌道修正に他ならなかった。

結局、一〇月九日ヴルガリス首相は辞任に追い込まれたが、後継首班は容易に決まらず、政局は一カ月以上も空転。摂政は自ら首相を兼務したり、元アテネ大学教授のカネロプーロス (Panayiotis Kanelopoulos) による息づきの政権を樹立したが、政局は安定しないばかりか、一カ月でアテネ市内の物価が倍化する程深刻なインフレーションにみまわれた。

このような危機的状況下でイギリス政府は一月一三日マクネイル (Hector McNair) 外務政務次官をギリシャに派遣、事態の收拾にあたらせた。マクネイル次官は、連合政権の樹立、イギリスまたは連合国による経済諮問委員会の

結成、通貨安定のための借款供与の三点を提案した。しかし、人民党があくまで連立政権には反対したため、マクネイルは次善の策として中道派政権を勧告した。その結果、自由党のソフォーリスを首班とし、去る六月初めにソフォーリスと共に極右のテロ活動に対する抗議声明を発したカファンダリス(副首相)やツデーロス(副首相)、さらに、ヴァルキザ協定締結時の外相であったソフィアノプーロス(John Sofianopoulos 外相)等が入閣した共和派単独政権が構想された。摂政は王党派を排除した政権に不安を感じ、また、イギリス側のやり方に不満を抱いて、辞意を表明したが、米国外使の説得もあって留任し、ソフォーリス政権はようやく一月二二日に発足した。

ソフォーリス政権の発足に対して、共和派は狂喜し、左翼政党は徹底した民主化政策の実行を条件に好意的反応を示した。これに対して王党派は、亡命中の国王が共和派単独政権の成立に不満を表明していたこともあって、「イギリスの不当な干渉」と非難し、町には軍部によるクーデタの噂が流される程であった。

反右翼かつ反共の「中道的解決」は、合衆国政府が多く地域の戦後処理にあたって望ましいとした路線であり、労働党政権の登場によりギリシャにおいてもその可能性が浮上したかに見えた。しかし、一二月戦闘直後に成立したプラスティラス共和派政権が直面したあの権力の二重構造の壁がより一層肥大した形で浮上することも予測され、この「中道的解決」には危うい実験の色彩も濃厚であった。ともあれ、一月末には英米仏三国代表からなる連合国選挙監視使節団が到着、その大半はアメリカ人であった。協議の結果、総選挙は翌年三月三一日に実施されることとなり、使節団はその準備活動に入った。

政権問題と並んで経済危機の克服も焦眉の問題であった。

一月二三日、ベヴィン(Ernest Bevin)外相はイギリス議会での演説の中でギリシャの財政・経済情勢の悪化を憂慮し、技術的援助の意向を表明した。それはギリシャ訪問中のマクネイル外務次官を通じてギリシャ政府側に伝達された。既に述べた様に、イギリス自身が自国の通貨安定・経済復興のための巨額借款を合衆国に要請中で、その交渉が大詰めを迎えていた時点でもあり、ギリシャに対する経済援助にあたっては合衆国の抱き込みを狙ったのであった。

また、ギリシャ政府側も、古くはブレトン・ウッズ会談に亡命政権を代表して参加していたヴァルヴァレンス（当時ギリシャ銀行総裁）を通じてワシントンに二五〇〇万ドルの借款を要請していたように、UNRRA以外に合衆国からの直接的援助を期待していた。⁽¹⁰⁾

他方、合衆国側は、ギリシャ駐在英軍指令部が合衆国に対してギリシャにおける責任分担を求めるよう本国に勧告していたことを察知し、アトリー英国首相の訪米時に何らかの提案がなされると予想して、既に一月一日の時点で國務省近東アフリカ局長による「ギリシャ情勢の悪化と合衆国の行動提起」と題するメモが作成され、これに基づきバーンス（James F. Byrnes）國務長官から大統領に勧告が出されていた。そのメモでは「ギリシャにおける軍事的責任を負わない」という我国の政策を逆転させるのは望ましくないと考えるが、情勢が極めて重大であるので事態改善のため我国の積極的措置は正当化される」として、借款の供与や経済顧問の派遣が提案されていた。⁽¹¹⁾

つまり、イギリス側が英米合同経済使節団のギリシャ派遣を提案した時点では、合衆国側も直接的な経済援助に踏み切る姿勢を示していた。しかし、合衆国政府としては、合同使節団の派遣がギリシャ世論に好ましい影響を与えないとの判断でそれへの参加を断わり、翌年一月九日に復興物資輸入資金として二五〇〇万ドルもの輸出入銀行借款を単独で供与する旨決定した。さらに、翌月には余剰軍事物資購入用に一〇〇〇万ドル、アメリカの余剰船舶購入用に四五〇〇万ドルの借款を供与した。⁽¹²⁾

これに対しイギリス側は一月二四日にソフリス政権との間で財政・経済協定を締結、イギリスからの一〇〇〇万ポンドの貸付とギリシャ銀行の金・外貨準備一五〇〇万ポンドとの合計二五〇〇万ポンドを流通通貨の基礎とすると、大戦直前のイギリスからの貸付四六〇〇万ポンドの放棄、そして経済・財政使節団の派遣が合意された。この協定に基づき、ギリシャ政府側は一ポンド＝二万ドラクマ（前年六月相場からの十分の一減価）の新相場を決定すると共に、借款や通貨発行を管理する通貨委員会の設置を決めた。五人の委員からなるこの委員会にはイギリス人とアメリカ人が一人づつ参加した。ワシントンは合同使節団派遣には賛成しなかったものの、財務省の官僚G・パターソンが「個人として」通貨委員会に参加することを承認した。通貨委員会は政府の財政政策に対して大きな発言権をもち、外国人委員には通貨発行の際に拒否権が与えられた。それ故、これは、「実際の行政上のコントロールが外国人の手

におかれた最初の機会」とも、ギリシャを「準植民地的地位」に置いたとも評価されている。⁽¹³⁾

約一年前の一二月戦闘の折には調停者的位置にあった合衆国政府は、イギリスと共同責任を負うことは避けつつも、従来の姿勢から一歩進めて直接的な経済援助に乗り出したのであった。この変化の背景には、ソフリス政権の成立に伴って共和派政権の下で総選挙を成功さようという「中道的解決」への期待があったことは明らかであった。

ソフリス政権は発足後直ちに総選挙の前提条件として軍隊・警察の改革に着手した。マネッタス (Theodore Manett) 陸軍大臣は参謀本部に対して枢軸占領時代の傀儡軍である治安大隊に関係していた将校二八六名の退役を命令した。しかし、再びイギリス軍事使節団の拒否に直面し、命令は実行されなかった。わずかに王党派将校団 S.A.N. の指導者ヴェンティリスを参謀次長から解任することには成功したが、全体として S.A.N. の指導権はゆるがなかった。しかも、この頃までに軍隊はヴァルキザ協定時の三万人から倍以上の約七万五千人に増強されていた。共和派の将校はおしなべて老令化しており、王党派将校を除けばあとは旧 E.L.A.S. の将校経験者しか残らず、イギリス軍事使節団は反 E.L.A.S. の立場を貫くために王党派将校団を維持し続けたのであった。それ故、ソフリス政権としては、自らの命令を実行させる強制力の欠如を嘆かざるを得ず、連合国選挙監視使節団の米国代表団にイギリスの軍事・警察使節団の抑制を懇請する有様であった。⁽¹⁴⁾

不法なテロ活動の取締り、治安の維持も容易に果されなかった。一九四五年五月以来イギリス軍は都市部に駐屯し、全国的な治安維持は憲兵隊に委ねられていたが、極右のテロ活動は一向に鎮静化していなかった。むしろ、取締りは左翼に対してより厳格であり、一九四五年一二月の時点で内務省が把握しているだけで E.A.M. 関係者約四・九万人が起訴されていたという。⁽¹⁵⁾

「中道的解決」は権力の二重構造の前に再び無力を露呈し始めていた。マクヴェイ米国外務大臣も四六年一月中旬の国務長官宛の報告の中で当時大使館付武官であった W・H・マクネイルの分析に依拠して、近い将来、「暴力的警察と柔順な軍隊に支持された権力主義的政権」が成立する可能性があると警告していた。⁽¹⁶⁾

三月末に予定された総選挙を前に極右によるテロ活動が激化する中で政治活動の自由を狭められていった E.A.M. やギリシャ共産党は総選挙への参加の是非をめぐるて厳しい選択に迫られていった。

戦前期の書記長ザハリアデスの帰国をうけて一九四五年六月末に開催された共産党第一二回中央委員会総会は、社会主義革命路線への転換を決定しながらも、当面はヴァルキザ協定の遵守の路線に立つと共に、ザハリアデス書記長以下の新指導部を選出していた。しかし、既に表面化していたヴァルキザ協定の空洞化が一層進行する中で党内での意見の相異も顕在化していった。

一〇月初めのKKE第七回大会の折、ツィマス(Andreas Tsimas)やカライェルギス(Kostas Karageorgis)らは二一
月戦闘の敗北が武装闘争の準備の遅れによると批判した。特に、ツィマスは、マケドニア人の出身であり、大戦中マ
ケドニアやユーゴスラヴィアの抵抗運動との連絡に従事し、ヴァルキザ協定締結後は一時ユーゴスラヴィアに亡命し
ていた人物であり、その彼が武装闘争の徹底を主張した点が注目された。また、当時の党内には平和革命論者もあ
り、ザハリアデスはこの二つの流れを共に批判する形で「我々は、平和移行の可能性が存在するが、確実ではないと
いう事実を主張すべきであり、……その可能性が日毎に後退していることを想起すべきである。」と述べた。結局、大
会はこのザハリアデスの基調を採択し、武力革命と平和革命の二者択一は避けた。同時に、大会は、「もし民主的
多数がギリシャ軍による北エピルスの即時軍事占領を支持するならば、党は反対を変えないが、多数の決定には従う」
との同年六月の一二中総決定を承認した。¹⁷⁾北エピルスとは第一次大戦の戦後処理を通じてアルバニア領となっていた
地域であるが、当時王党派を中心に「大ギリシャ主義」が標榜され、北エピルスの軍事的奪取さえ唱導されていた。
つまり、共産党はその動きに反対しながら、黙認もありうるとしたわけであり、領土問題で民族主義的政策に傾斜し
ていた。マケドニアについてもザハリアデスは同年八月ギリシャ領に止めること明言していた。

一月末にソフォーリス政権が成立した当初はEAMも、共産党も好意的反応を示し、連合国選挙監視使節団とも接
触し、選挙実施の前提条件として公共秩序の維持、有権者名簿の修正、比例代表制の採用等を要求していた。しかし、
ソフォーリス政権が軍・警察改革に失敗し、テロ活動の抑制に無力であることが判明するにつれ、EAMや共産党は政府
に頼らず、自力で政治活動の自由を確保してゆかざるを得なくなった。二月末、EAMの指導者は全国を旅して政
治的抵抗の基盤づくりを弄走した。翌年一月六日にはアテネで政治テロへの抗議集会が組織され、EAMや反ファシ
ズム労働者連盟(ERGAS)の呼びかけに応じて、三五万人もの人々が結集した。また、一月中旬にはEAMは支持

者に対して有権者登録を指示、二日後共産党政治局もそれを了解した。¹⁸⁾

しかし、総選挙が近づくにつれ、極右や王党派による妨害やテロがむしろ激化する中で、二月初めEAM中央委員会は、政府が公共秩序を回復し、警察から対ナチ協力者を粛清し、全般的恩赦を与え、有権者登録の公正を図り、EAM諸党が参加した民主的政府の樹立を助長しない限り総選挙に棄権する旨決定した。続いて、二月一二日に開かれた共産党第二回中央委員会総会は、EAMの決定を了承し、棄権の最終的決断を政治局に委ねた。同時に、重要なことは、この会議で秘密裡に武装抵抗組織の創設が決定されたことである。¹⁹⁾

戦鬪敗北後の一九五〇年、ザハリアデスはこの時の決定について、「国内的諸要因とバルカン及び国際情勢を検討した後、総会は君主制ファシズムの蛮行に対する新しい武装闘争の組織を発足させた」と述べている。しかし、注意すべきは、この時の決定が武装闘争への全面的な転換を意味しなかったことである。KKEが非合法化されるのは、EAMが北部山岳地帯に「臨時民主政府」を樹立する一九四七年二月末であり、それまでの一年半以上は、ユードーの言う通り、「合法的和解の政策が党の公式路線の基礎であり続け」、山岳部の武装抵抗はあくまで秘密裡のものであった。

何故選挙のボイコットが武装闘争の開始に直結したのか。また、公式上の合法活動と秘密裡の武装闘争という二面戦術が何故採用されたのか。さらに、ヴァルキザ協定でELASの武装解除に同意したギリシャ共産党が一年後に何故再び武器をとる決意を固めたのか、そこに「バルカン及び国際情勢」の認識がどうかかわっているのか……等々今日の史料段階でもなお不明な所が多い。

勿論、ヴァルキザ協定の空洞化からKKEの言う「君主制ファシズム」の形成という国内情勢とその下での闘争方針をめぐる党内の路線対立が基本的である。しかし、同時に、ソ連や北辺の人民民主主義諸国の動向、つまり、「バルカンの極」の影響についての検討も不可欠であろう。

まず、ソ連は、EAMが選挙ボイコットを決定する約半月前の一月二二日に国連安全保障理事会に対してギリシャにおけるイギリス軍の残留が政治的抑圧の手段となっているとして提訴したが、KKEも同じ日にイギリス軍の即時撤退を要求する宣言を機関紙に掲載した。これに対してイギリスはイギリス軍の駐留はギリシャ政府との協定に基づ

くものと反論、ポーランド以外の他の理事国もこれに同調したため、二月六日ソ連の訴えは不採択となった。⁽²¹⁾

結果は不採択に終わったにせよ、ギリシャ問題についてのソ連の安保理提訴は、一九四四年一〇月の英ソ秘密合意以来ソ連政府がとってきたイギリスの干渉黙認政策の放棄を意味したのだろうか。折しもスターリンがモスクワの選挙区での演説の中で資本主義経済下の戦争の不可避性を指摘したのは二月九日であったが、それはソ連の外交政策の転換を暗示していたのだろうか。

しかし、ギリシャ自体に即してソ連の対応を検討する時、もう一つ別な事実が注目される。それはKKEの書記兼政治局員パルツァリデイス(Dimitros Patsalidis)が一月末にモスクワを訪問、モロトフ(V. M. Molotov)やジダーノフ(A. A. Zhdanov)らソ連首脳と会談していた事実である。その折、ソ連首脳はKKEの蜂起計画には極めて冷淡な反応を示し、むしろ「民主戦線」を結成し、総選挙に参加するよう強く勧告し、ソ連は選挙結果を尊重すると語ったという。しかし、パルツァリデイスの連絡がKKEに届いたのは、既にEAM、KKEが共に総選挙のポイコットを決定した後の二月二日であった。当然KKEの政治局内では少なからぬ動揺が起り、二月二日の機関紙には「真の善意が存在し、イギリスの反対がやめば、真の自由選挙のための前提条件は達成されるだろう」。KKEは「⁽²²⁾実質的に自由な選挙の実施を確実にするようあらゆる手段で援助する用意がある」との主張が掲載された。

しかし、その後も極右や王党派による選挙活動への妨害やテロはやまず、KKEやEAMは三月三一日に予定された総選挙の延期をソフリス政権に要求してゆくことになる。

つまり、この時期のソ連に関する限り、総選挙のポイコットを支持し、武装闘争への道を助長した根拠はない。むしろ、ギリシャにおけるイギリスの主導性を承認した英ソ秘密合意からヤルタ会談にいたる国際的枠組の中で決定されたヴァルサザ協定の枠組、その下での「自由な選挙」の結果を尊重する姿勢をとっていたのであった。それ故、ギリシャ問題に関する安保理提訴は、英ソ秘密合意の放棄を意味するのではなく、別な文脈、特に、イラン問題との関連で検討する必要があるだろう。当時のイランでは大戦以来北部に進駐していたソ連軍の撤退問題が、北部のアゼルバイジャン地方における左翼的民政権の成立、北部の石油利権等の問題とからまって国際的争点となっていた。そして、一九四六年一月一五日イラン政府はソ連軍の駐留問題を国連安保理に提訴していた。⁽²³⁾ソ連政府がギリシャ問題

を提訴したのはその一週間後である。つまり、ソ連は自らの失敗に対する国際的批判をあびるや「西側」の弱点としてのギリシャ問題を対抗的に提起したと見るのが妥当であろう。

隣接の人民民主主義諸国との関係についても史料制約が著しいが、コミンフォルムからのユーゴスラヴィアの除名と戦闘敗北の後に起ったKKEとユーゴとの論争やKKEの敗北総括等を通じて断片的ながら若干の事実が明らかになってきている。⁽²⁴⁾

戦闘敗北後の一九五〇年にザハリアデスは「チトーとその一派は最も実質的な援助を我々に約束した。この約束は我々の決断に決定的役割を果たした。何故なら、当時のバルカンにおける主要な要素であったユーゴスラヴィアの中には我々の新しい革命運動にとって乗り越え難い障害をもたらすような敵対者はいなかったからである」と述べている。また、同じ年の五月に開催されたKKEの第七回中央委員会総会では「もし一九四六年から挑発者たるチトーの不誠実な役割が我々に分っていたならば、当時KKEは再び武器をとれとの決定に達しなかったであろう」とさえ述べた。⁽²⁵⁾ ここには、自らの敗北の責任を当時国際共産主義運動の異端児とされたユーゴスラヴィアに転嫁する意図がこめられている点に注意する必要がある。しかし、これに対するユーゴ側の関係者としてのヴクマノヴィッチの反論の中には「社会主義ユーゴスラヴィアは、⁽²⁶⁾ 絶えず自己犠牲的にギリシャ人民を援助したばかりでなく、他の東欧諸国からの援助収集を組織した唯一の国である」という指摘があり、ユーゴがKKEやEAMの抵抗闘争に何らかの援助を与えたことは否定し難い。

事実、ユードゥによると、一九四五年の一二月中旬、ブルガリアとの国境に近いピートルリッチでユーゴ、ブルガリア、ギリシャ三国の共産党代表が会談し、ギリシャにおける反乱の際に実質的援助を与えることで合意した。その際、ユーゴ側の代表であったランコヴィチはチトーの意をうけ援助の具体的条件まで明示したといふ。⁽²⁷⁾

チトーが援助に積極的であった背景には、ギリシャ政府による大ギリシャ主義の標榜、とりわけ、反共的外衣をまとった反スラヴ主義の唱導に裏うちされた領土拡大の姿勢への懸念と共に、同じスラヴ系のマケドニア人に対するギリシャ政府による苛烈な弾圧への反撥があった。

「民族の花園」と言われ、民族間の相剋、対立が絶えなかったバルカンの中にあつてギリシャも例外なく多民族国

表 VII 宗教・言語別人口分布の地方別構成 (1928年)

(実数単位: 千人)

	ギリシャ正教 ・ギリシャ語		トルコ語 ⁽¹⁾		ギリシャ正教 ・マケドニア スラヴ語		ユダヤ教 ⁽²⁾		その他 ⁽³⁾		合計	
	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%
西スレーブ	182.9	60.3	93.7	30.9	1.0	0.3	2.9	1.0	22.6	7.5	303.1	100
マケドニア	1161.1	82.2	71.4	5.1	80.6	5.7	60.0	4.2	39.3	2.8	1412.4	100
エピルス	283.4	90.7	1.9	0.6	—	—	2.6	0.8	24.7	7.9	312.6	100
セサリ	486.3	98.6	2.9	0.6	—	—	2.2	0.5	1.8	0.3	493.2	100
イオニア諸島	206.1	96.7	0.1	0.05	—	—	1.8	0.8	5.1	2.45	213.1	100
中央ギリシャ・エウボエア島	1541.9	96.8	17.9	1.1	—	—	1.7	0.1	31.3	2.0	1592.8	100
キクラデス諸島	118.0	91.0	0.1	0.08	—	—	—	—	11.6	8.92	129.7	100
ベロポネソス	1046.9	99.4	0.9	0.08	—	—	0.1	0.01	5.4	0.5	1053.3	100
エーゲ諸島	305.8	99.4	0.3	0.1	—	—	—	—	1.6	0.5	307.7	100
クリート島	383.1	99.1	0.6	0.15	—	—	0.2	0.05	2.5	0.6	386.4	100
全ギリシャ合計	5716.1	92.1	190.1	3.1	81.8	1.3	71.9	1.2	144.7	2.3	6204.6	100

(注) US, OSS, *Survey of Greece*, February 10, 1944, p. 45 より作成。

(1) トルコ語住民にはギリシャ正教徒とイスラム教徒が 54 : 46 の比で含まれている。

(2) ユダヤ教徒の中にはスペイン語住民とギリシャ語住民が 87 : 15 の比で含まれている。

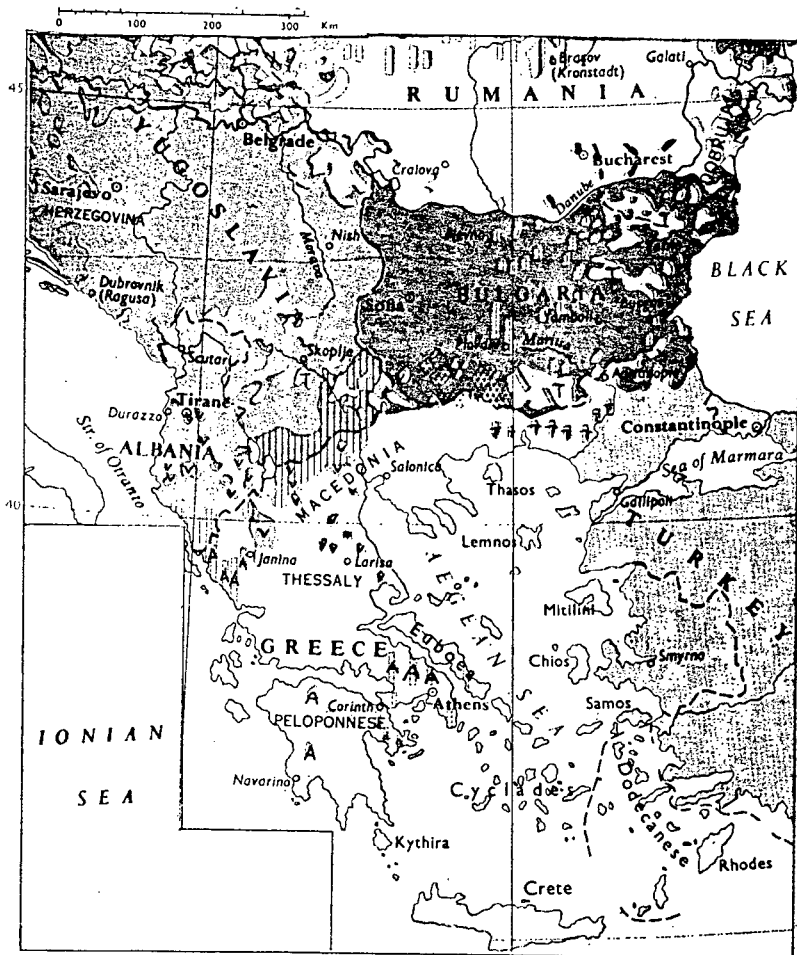
(3) その他の中には、アルメニア語住民 (21%) ルーマニア語に近いヴラハ語住民 (13.6%), ブルガリア語住民 (11.6%), アルバニア語住民 (9.3%) 等が含まれる。

家であった。表Ⅶは一九二八年時点の宗教・言語別人口分布である。データの古さと宗教・言語別である点が難点であるが、ギリシヤの多民族構成の概要の把握上で役立つ。当時の人口五七二万人の中、ほぼギリシヤ人の中核をなすと思われるギリシヤ語・ギリシヤ正教住民が九二パーセントを占めている。また、三パーセントを占めるトルコ語住民の中には第一次大戦後にトルコ、ブルガリアとの間で行われた一五〇万人にもほる住民交換の結果、ギリシヤに流入したトルコ文化化したギリシヤ人が含まれているため、ギリシヤ人の比重は一層高いものとなる。しかし、民族構成を地方別に見ると、西スレーズ、マケドニア、エピルス等の北部にゆく程少数民族の比重が高まること分る。それは、図Ⅱからも分るように、北隣諸国にも居住する諸民族が国境をまたいで散在する、つまり、国境と民族分布との間にズレがあるためである。それ故、西スレーズにおいてはトルコ語住民、マケドニアにおいてはマケドニア人の比率が高まる。ユダヤ人の場合もマケドニアへの集住が見られたが、大戦中のドイツ占領下での強制移住、大量虐殺政策の犠牲となり、戦後には七万余から一挙に二千人に激減したという。その他、ルーマニア語の方言といわれるヴラハ語 (Vlach) を使う遊牧民が一・八万、ポマック (Pomak) と呼ばれるブルガリア系イスラム教徒一・七万が存在した。⁽²⁸⁾

つまり、ギリシヤにおいてはギリシヤ人が圧倒的比重を占めるため、伝統的にトルコ系、スラヴ系少数民族の権利が無視され、同化を強制される傾向にあったが、それだけにそれらの少数民族は隣国に居住する同一民族の動向に多大の期待を寄せることになった。とりわけ、マケドニア人の場合は、ユーゴ、ブルガリア、ギリシヤの三国に分断、吸収されていたため、古くから独立マケドニアの建国をめざす運動が存在した。しかも、第二次大戦はその悲願達成の絶好の機会と意識され、大戦末期からユーゴとブルガリアのレジスタンス運動の間で進められていた「バルカン連邦」構想の一環に自らの自治構想を連繫させていった。その結果、ユーゴのマケドニア人とピリン・マケドニア人 (Pirin Macedonian) と呼ばれるブルガリアのその場合は、一九四五年一月に成立するユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国を構成する一共和国として自治権を回復することになったが、ギリシヤ側のエーゲ・マケドニア人 (Aegean Macedonian) はギリシヤ側にとり残された上、大戦中の抵抗の経歴と民族差別の故に、ギリシヤ政府による苛烈な弾圧にさらされたのであった。大戦直後の彼らの実勢はギリシヤ側のデータでは低く見積もられ、六〜一〇万 (マクネ

図 II パルカン半島における言語別民族分布 (1920 年)

Scale 1:10,000,000



(注) *The Cambridge Modern History, Vol. XIV, Atlas, London, p. 171*

イル)とも、八・二万(スウィート・エスコット)とも言われるが、それはギリシャ語への同化強制政策の結果とも言われ、ブルガリア側では一九二八年時点でも三〇万人と推定していた。⁽²⁹⁾

ヴァルキザ協定でELASが武装解除した後、アテネ政権の軍隊や警察がマケドニアに進駐したのは、一九四五年の四・五月頃であったが、反スラヴと反共感情が増幅された形でマケドニア人に対する弾圧は特に苛烈を極め、亡命者も多くでた。それ故、ユーゴ側からは絶えずギリシャ政府に対する抗議が繰り返えされたし、ユーゴ側のマケドニア人の間では強い連帯の感情が噴出していた。

既に指摘した通り、マケドニア人の間ではヴァルキザ協定後、民族解放戦線(NOF)が結成されていたが、ヴクマノヴィッチの後の証言によると、彼らはELASが武装解除に応じた後も武装抵抗を継続していたという。このNOFの前身マケドニア民族解放戦線(SNOF)は、大戦中にゴチェフ(Goghef)らを中心に結成された枢軸占領軍に対する抵抗組織であったが、戦後におけるマケドニアの独立を主張したためEAMやKKEと対立、一九四四年一月にはELASと軍事衝突してユーゴ側に亡命していた。また、一二月戦闘の敗北後も多数のマケドニア人が、一部のELASと共にユーゴに移動していた。その彼らの一部、約五百人位が、アテネ政府によるマケドニア人弾圧が強まる中で、一九四五年六月頃から越境し、NOFの武装抵抗に参加していた⁽³⁰⁾。

つまり、マケドニア人の抵抗運動はその民族独立要求においてKKEやEAMとも対立する側面をもっており、闘争方針においても独自性を貫いていたのであった。一〇月に開かれたKKEの第七回大会でマケドニア人出身のツィマスが武装抵抗を提案したが、少数意見として否決されたのはこのような背景の下であった。

一方、国内に多数のマケドニア人を抱えるユーゴ側も厳しい弾圧下にあるエーゲ・マケドニア人に対して強い関心を示していた。

八月二日、ヴクマノヴィッチはスコピエでユーゴ・マケドニア人を前にして「同志諸君、諸君はマケドニア人民の一部がなお奴隷状態にあることを熟知している。我々はこのことを公然と語らねばならない。そうするのは我々のみではない。今日、何万ものマケドニア人の男や女がギリシャの君主制ファシスト集団の軛の下で危害を加えられ、呻吟しているのである。」さらに、連邦共和国の成立を一月半後に控えた一〇月一日、チトーはやはりスコピエで

次のように語っている。「我々はマケドニア人の統一の権利を決して放棄しないであろう。これは我々の原則であり、我々は一時的な感情のためにこの原則を放棄したりしない。我々はエーゲ・マケドニアにいる我々の兄弟達の運命に無関心ではいられず、我々の思想は彼らと共にある。我々はすべてのマケドニア人が自らの国において統一しなければならぬという原則を断固として擁護する。」⁽³¹⁾

チトーのこの発言に対してギリシャ政府側はユーゴがエーゲ・マケドニアの領土併合を狙うものと反撥した。しかし、ユーゴ側では、既に一九四四年四月の段階でユーゴスラヴィア人民解放反ファシズム評議会 (Antifašističko Već Narodnog Oslobođenja Jugoslavije) の外相代理スモドラカ博士 (Josip Smoljaka) が「ギリシャ・マケドニヤは当然ギリシャに属し、ギリシャの一部である」と表明していた。また、同年一月には評議会の副議長ヴラホフ (Dimitar Vlahov) がむしろギリシャ側の膨脹主義を非難するパンドレウ首相宛の書簡の中で「ユーゴスラヴィア連邦内の同胞との統一の希望を表明しているピリン・マケドニアの住民は決してエーゲ・マケドニアの同胞の安全を脅かしてこなかった」と語り、⁽³²⁾ユーゴ連邦への参入はピリン・マケドニア人 (ブルガリア側の) に限られ、エーゲ・マケドニア人には及ばないことを表明していた。

事実、一九四五年一月に成立するユーゴスラヴィア連邦にはエーゲ・マケドニア人は含まれなかった。全民族の統一を願っていたマケドニア人の中には当然この結末に強い不満が残った。チトーやヴクマンヴィッチが八月から一〇月にかけての発言の中でエーゲ・マケドニア人への連帯、支援を協調したのは領土併合の意図というより、この不満をなだめる意図に基づいていた。

KKEが秘密裡に武装抵抗を決意する上で重要な役割を果たしたと思われる一月中旬のギリシャ、ユーゴ、ブルガリア三国共産党代表の会議に臨んでギリシャ側への積極的支援を表明したユーゴ側にはこのような背景が存在していたのである。マクネイルは、この会談は一九四六年一月に開催されたとしているが、KKE側からはザハリヤデス書記長が他ならぬマケドニア人出身のツイマスを伴って参加したと言い、この会議においてマケドニア問題が重要議題であったことを裏づけている。⁽³³⁾つまり、KKEはマケドニア人の武装抵抗を認知することを通じてユーゴ等からの支援を約束され、自らの闘争方針の中にも武装戦術を部分的にとり込んでいった流れが推定できる。

一八九六年三月三十一日に予定された総選挙を目前にしてKKEの動揺は大きかった。王党派や極右による選挙活動への妨害、テロ活動が止む気配を見せぬ中で、マケドニア人の武装抵抗は続き、ユーゴ等北隣諸国からの援助の約束が示される一方、ソ連からは選挙参加の勧告が届くという複雑な状況下で、KKEやEAMは当面ソフォーリス政権に対して総選挙の延期を要求していった。

二月末から三月にかけて延期論が中道派にも拡がり、ソフォーリス政権内部でも延期論が抬頭していた。駐ギリシャ米国外使代理は三月八日、本国宛の報告の中で「閣僚の七五パーセントが延期を望んでいる」と観測し、それは中道派が「時間をかせぎ」を狙っているためとの判断にたち、二カ月延期された場合、中道とEAMの連合が成立する可能性があると予測していた。しかし、三月七日、ベヴィン外相はソフォーリス首相宛の返信の中で、「武装したX隊がほとんどすべての警察や憲兵隊によって支援されるとの貴殿の声明に驚愕している」としながらも、「このような声明は私が受け取った報告によつては支持されない」と述べ、あくまで予定通りの実施を要求した。バーンズ國務長官も、三月二日、延期によりギリシャの復興が遅れ、合衆国の選挙監視団の維持も困難になるとして延期反対を申し入れていた。⁽³⁴⁾

英米の同意が得られぬため、ソフォーリス政権だけでは延期に踏み切れない状況となり、延期を主張していたカファンダリス副首相、メルクーリス公安相、カルタリス供給相らは三月五日「選挙の茶番劇」に協力できないとして辞任した。中でも、メルクーリス公安相は辞任後、「武装集団が地方を支配している。不幸なことに彼らは公共の秩序に責任をもつあらゆる国家機関の協力を多くの地域で得てきている」と非難した。後に、EAM側が公表した数値によれば、ヴァルキザ協定締結以来総選挙までの一年強の間に加えられた弾圧の結果、死者一二一九名、負傷者六六七一名、被逮捕者八四九三一名もの被害があったといふ。⁽³⁵⁾

閣内不統一が表面化した結果、ソフォーリス首相も、三月一八日自由党の党首として選挙情勢に重大な疑念を表明した。「今日、私は、自由党に関する限り、選挙に突入するための不可欠の条件がなお存在していないことを認めざるを得ない。ギリシャ全土からの情報によると、我々の候補者の活動の自由は保障されていない。表現の自由は王党派

だけに存在する⁽³⁶⁾」。政権党でさえ選挙活動の自由を制限された状況下でソフーリス首相は再度ベヴィン外相に打電し、延期を要請した。

一方、バーンズ國務長官は三月一九日の記者会見で「我政府は可能な限り早い時期にギリシャにおいて公正かつ自由な選挙が見られるよう望む。選挙の時期は、勿論、ギリシャ政府のみが決定する問題である」と述べたが、ギリシャではこの見解をもってワシントンが延期論に傾むいている証左とする反響が拡がった。慌てたイギリス政府は翌日直ちに覚書を送り、あくまで三月三十一日実施の線を守る様要請した。その際、延期が経済危機を助長する側面と共に、「延期は法と秩序の悪化をもたらし、右翼が決起すれば、内戦にさえ導きかねない」という判断に基づき、延期による害より右翼政権が成立しても、その害の方が少ないとの極めて消極的根拠をあげた。しかし、バーンズもこの覚書に応じ、三月三十一日実施の線を守る様代理大使に指示した⁽³⁷⁾。

結局、英米の延期拒否に直面したソフーリス首相は、「環境が選挙の実施に適していないことは確かであるが、問題は国際的重要性を帯びており、我々は約束通り前に進まざるを得ない⁽³⁸⁾」と声明した。

これが、ヴァルキザ協定で合意され、ヤルタ会談で援助が約束された「自由選挙」の実態であった。選挙はそのプロセスにおいて既に「中道的解決」なるものの基盤のもろさを、ギリシャの現実と英米両政府の姿勢との両面において露呈していた。

他方、KKEは、選挙延期の要求が否定されてゆく中で選挙ボイコットの方向に傾斜していたが、三月中旬プラハを訪問していたザハリアデス書記長の帰国後、最終的にボイコットを決定した。グリゴリアディス(N. Grigoriatis)ら自由主義左派による調停工作もあったが、結局失敗し、EAMもボイコットを決定した。困難な選択に迫られることになった中道政党の中ではカファンダリスの進歩党が棄権を決定した以外、ソフーリスの自由党を含め参加を決定した。つまり、総選挙はEAMのボイコット決定により王党派と中道の共和派の間でのみ争われることになったが、同時に、重大なことは、ザハリアデスがKKEのマケドニア委員会に対して総選挙の前日、特定の目標に限定して少数による武装攻撃を加えるよう指令したことであった。選挙のボイコットは同時に秘密裡の武装抵抗戦術の実行に直結させられたのであった。以後、KKEは山岳部での武装闘争と都市部での合法闘争との二面作戦に突入してゆく⁽³⁹⁾。

ユードゥによると、KKEのこの戦術転換についてザハリアデスはプラハの会議に同じく参加していたフランス共産党のトレーズ (Maurice Thorez) やイタリア共産党のトリアッティ (Palmiro Togliatti) から激しく反対されたが、その帰途たち寄ったベオグラードにおいては再度支援を確認されたという。強力なレジスタンス運動を組織しながら、大戦終結と共に武装解除に依じて連合政権に参加することにより平和的変革の道を志向した仏・伊両共産党。他方、大戦中山岳部を中心に武装パルチザン闘争を展開し、解放区に行政組織を建設することによって大戦終結時には社会革命の基盤をつくりあげていたユーゴスラヴィア共産党。これは、当時の共産主義運動の間に見られた対照的な二つの路線であり、後日、コミンフォルムの創立大会においても後者による前者の批判という形で対立が表面化することになるが、大戦末期から大戦直後におけるKKEの歴史はまさにこの二つの路線の間における動揺の、また、それ故に、悲劇的結末への歴史であった。

三月三十一日、総選挙は強行された。結果は王党派の圧勝であった。

当日、千人を越す要員を送り込んでいた連合国選挙監視使節団によると、当日は、「一、三の山村を除き、平穏と秩序は破られなかった」という。そして、二一才以上の男子普通選挙制による登録有権者約一八五万人（人口七五〇万人中の二五パーセント）の中の六〇パーセントにあたる一一二万人が投票、一五パーセントにあたる二八万人が政治的理由により棄権したとの推定も報告した。これに対してユードゥは登録有権者自体が過少であり、潜在有権者は二二〇万にのぼり、その中の二八パーセント、約六〇万人が政治的理由で棄権したと主張している⁽⁴⁰⁾。

議席は、比例配分制により選挙戦に参加した各党の得票数に応じて配分されたが、結果は、表Ⅷに見る通り、王党派の人民党が過半数を越え、圧勝した。これに対して、戦前には王党派と拮抗する勢力を誇っていた自由党が分裂の影響もあって激減、共和主義的志向をもちながらも、国王復帰問題は国民投票の結果に委ねるとして中間的立場に立って三派連合により立候補した国民政治連合を含めても人民党の半分に満たない状況であった。その上、EAMやKKEはポイコットにより自ら議会から姿を消したことも加わり、王党派絶対優位の議会が誕生した。

党派別得票数で見ると、ユードゥの推計では、王党派の約七〇・五万票に対して、中道的共和派は四一万票を獲得。もし、EAM支持票の色彩が濃厚と思われる政治的棄権票、二八〜六〇万票が中道的共和派と連合していたら、

表 VIII 1936年と1946年選挙による政党別議席数の比較

	1936年選挙		1946年選挙
人民党	69 } 王党派 132 } 63 } 7	人民党 (K. Tsaldaris)	191
国民民主党		ギリシャ国民党 (Zervas)	17
独立党			
自由精神党		7	
		国民統一党 (P. Kanellopoulos)	} 国民政治連合 56
		ヴェニゼリスト自由党 (S. Venizelos)	
		社会民主党 (Papandreou)	
自由党	127	自由党 (Sofoulis)	42
共産党	15	共産党 (Zachariades)	—
		その他	11

(注) 1936年：表IIに同じ。

1946年：Kousoulas, *op. cit.*, p. 234.

情勢は逆転していたかも知れない。勿論、これはあくまで歴史的仮言命題にすぎないが、メタクサス独裁と枢軸軍の占領により一〇年間の空白を余儀なくされた議会を、国内外の反ファシズム闘争の末、ようやく復活させた最初の選挙の結果が「旧体制」の尻尾をもつ王党派の圧勝であったことは、やはり歴史の皮肉であった。

一九四六年四月一八日、ツアルダリスを首相とする人民党単独政権が誕生した。ここに、共和派政権時代に見られた権力の二重構造は解消され、王党派が行政権力と軍・警察権力との両面を掌握することによって権力構造は反動的に一元化されることになった。

「中道的解決」の挫折は誰の目にも明らかであり、選挙をボイコットしたEAMやKKEは増々武装闘争に傾斜してゆくことになる。まさに、民主化の挫折であり、解放ギリシャの暗転であった。

- (1) *FRUS, The Conference of Berlin, 1945, Vol. I, pp. 651-652; Kolko, op. cit., pp. 435-436.*
- (2) *Ibid., p. 202; Vol. II, p. 1044; FRUS, 1945, Vol. II, p. 150; FRUS, 1945, Vol. VIII, pp. 156-157.*
- (3) 当時の労働党政権の危機意識については、佐々木雄大『冷戦』の発生とイギリス帝国の凋落』『大分大学経済論集』三一巻五号（一九七九年十二月）七一九頁に詳しく。米英借款交渉については、拙稿「一九四五年英米金融・通商協定と現代帝国主義の矛盾」古川哲・南克己編『帝国主義の研究』（日本評論社、一九七五年）参照。
- (4) *FRUS, 1945, Vol. VIII, pp. 158, 163.*
- (5) *Ibid., pp. 169-170; McNeill, op. cit., p. 179.*
- (6) *FRUS, 1945, Vol. VIII, pp. 170-171.*
- (7) *McNeill, op. cit., pp. 182-183; FRUS, 1945, Vol. VIII, pp. 180-182.*
- (8) *Ibid., p. 182; McNeill, op. cit., pp. 184-185.*
- (9) G. B., House of Commons, *Parliamentary Debates, 5th series, Vol. 416, col. 767; FRUS, 1945, Vol. VIII, pp. 276-277.*
- (10) *FRUS, 1944, Vol. V, pp. 216-220.*
- (11) *FRUS, 1945, Vol. VIII, pp. 263-267.*
- (12) *Ibid., pp. 288-292; FRUS, 1946, Vol. VII, Washington, 1969, pp. 89-90; Sweet-Escott, op. cit., p. 102.*
- (13) *Ibid., pp. 101-102; McNeill, op. cit., p. 187; ウ・ヤターマン氏の著書『米英十強の対外政策と其の発展』。*
- (14) OSS, *The Role of the Army in Greek Politics*, p. 15; McNeil, *op. cit.*, p. 187-188; *FRUS, 1945, Vol. VIII, pp. 185-186.*
- (15) *Eudes, op. cit., pp. 254-255.*
- (16) *FRUS, 1946, Vol. VII, pp. 97-99.*
- (17) *The Seventh Congress of the KKE, Athens, 1945; Eudes, op. cit., p. 253; マヤバウツの著書 E. Barker, Macedonia, pp. 110-111; Eudes, op. cit., pp. 250-251.*

- (18) *Ibid.*, p. 255; Kousoulas, *op. cit.*, p. 233.
- (19) この書の内容は、その標題 *Rizospastis*, 8 February 1946; *ibid.*, 17 February 1946 に發表された。Kousoulas, *op. cit.*, p. 233; Eudes, *op. cit.*, p. 259 以下。
- (20) N. Zachariades, *Kenourgia Katastasi*, *Kenourgia Kakhikonla* (New Situation, New Tasks), Nicosia, 1950; Eudes, *op. cit.*, p. 259 以下。
- (21) UN, *Security Council Official Records*, 1st year, Supplement No. 1, Annex 3, p. 73; *FRUS*, 1946, Vol. VII, pp. 104-115.
- (22) *Rizospastis*, 22 February 1946; Kousoulas, *op. cit.*, pp. 233-234 以下。Eudes, *op. cit.*, p. 260 以下。
- (23) イラン問題については、拙稿「米英石油協定交渉と中近東」『聯合史學』三十号、一九七五年九月、一六—四〇頁参照。
- (24) 大戦中キチエーの脱出とソビエト連邦への移住について、その詳細は、Vukmanovic, *How and Why the People's Liberation Struggle of Greece Met with Defeat*, London, 1950; *Mein Weg mit Tito*, München/Zürich, 1972. 前者は、ネーロのロンドン・ヘルム嶽名義、K.M.D. の批判に対する反論として書かれた小冊子であり、後者は彼の回想記である。ブルガリア側の見解としては、Стойне Крыстен, Монархо-Фашистка Гърция—Импералистически Планадари На Балканите, n. p., n. d. 以下。
- (25) Zachariades, *Kenourgia Katastasi*, *Kenourgia Kakhikonla*, Nicosia, 1950, p. 38; Kousoulas, *op. cit.*, pp. 231-232; 藤野 恒雄編『「社会新雑誌」三卷 一—三号 三十三頁』。
- (26) Vukmanovic, *How and Why*..., p. 92.
- (27) Eudes, *op. cit.*, p. 258.
- (28) US, OSS, *Survey of Greece*, February 10, 1944; Sweet-Escott, *op. cit.*, p. 3.
- (29) この時期のソ連連邦構想については、US, OSS, *Research & Analysis no. 2685, Macedonia and the Federation Movement in the Balkans*, 6 December 1944; L. S. Stavrianos, *Balkan Federation*, Conn., 1964. 参照。トナズニト人の人口については Sweet-Escott, *op. cit.*, p. 3.
- (30) Vukmanovic, *How and Why*..., p. 95; McNeill, *op. cit.*, pp. 218-220; Barker, *op. cit.*, pp. 113-114.
- (31) *Bulletin (Skopje)*, August 10, 1945; Kofos, *op. cit.*, p. 152 以下。

- (32) US, OSS, R. & A. no. 2685, pp. 9-15.
- (33) McNeill, *op. cit.*, p. 220.
- (34) *FRUS, 1946, Vol. VII, pp. 117-119.*
- (35) *Vima*, 20 March 1946; Eudes, *op. cit.*, pp. 260-261 ㄱ。
- (36) *Eleftheri Ellads*, 19 March 1946; Eudes, *op. cit.*, pp. 260-261 ㄱ。
- (37) *FRUS, 1946, Vol. VII, pp. 121-126.*
- (38) Eudes, *op. cit.*, p. 261.
- (39) *Ibid.*, pp. 261-262; McNeill, *op. cit.*, pp. 191-192.
- (40) US, Dept. of State, *Report of the Allied Mission to Observe the Greek Elections*, Washington, 1946, pp. 1-27; Eudes, *op. cit.*, p. 263.

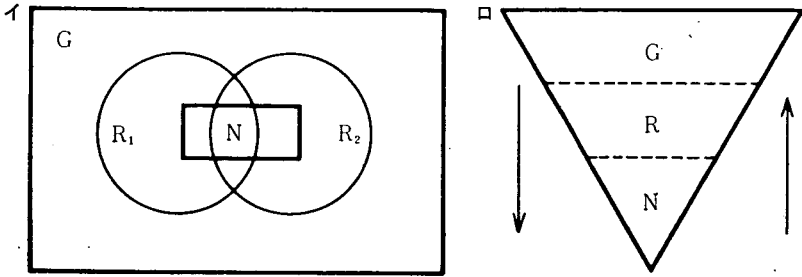
結びにかえて

解放ギリシャの悲劇的な暗転の歴史はまだ第一幕を終えたにすぎない。第二幕は、経済危機が昂じた結果イギリスがギリシャからの撤退を決断し、ギリシャ自体での自主解決の可能性が芽ばえるか見えながら、一九四七年三月のトルーマン・ドクトリンを機に合衆国が代って本格的に介入してくる過程であり、ギリシャにとっての資本主義「中心部」がイギリスからアメリカに移動していった過程である。そして、第三幕は、「内戦」が本格化してゆく最中に発生したコミンフォルムからのユーゴスラヴィア共産党の除名の影響も加わり、EAMやKKEが軍事的に敗退していった過程である。しかし、本稿の紙幅は既に尽きたので続篇は他の機会に譲ることにしたい。

ここでは、第一幕の限りで言いうる若干の問題点を指摘して結びにかえたいと思う。最初の問題は何故戦後ギリシャの民主化は挫折したのかに関わる。

ここでは、第一に外国からの干渉の問題、つまり、連合国でも事実上の占領下におかれた国があり、しかも、そこでの「占領」の機能は改革的ではなく、むしろ反動的であった点を無視できない。また、第二に、反ファシズム戦争を通じて国内の支配基盤を弱体化させていた寡頭勢力がこの外国の干渉をほとんど唯一の裏だてとして自らの支配を

図 III 現代世界の三層把握の枠組



強権的に再構築していったこと。第三に、外国の干渉と寡頭勢力の強権支配が反革命の意図で結合している限り、たとえその外国が「中道」的範囲の民主化を意図しても、寡頭支配の現実を掘り崩してまでその意図を貫徹しようとはしなかったことである。

戦後世界史の激動の中で東西対立の接点に置かれた発展途上国において「植民地ファシズム」とか、「小軍国主義」とか呼ばれる独裁制が多々出現しているが、戦後のギリシャもそのような文脈の中で比較史的に検討される必要がある。

次に、革命運動と社会主義国家との関係の問題がある。ここでは第一に、社会主義大國と言えども、大國優先の國際秩序の中で一種の「勢力圏分割」に関与することがありうることを、そして、その結果、境界外におかれた地域の革命運動は國際的支援から切断された上、自らの勢力圏とした資本主義大國からのフリーハンドの介入をうけるという極端な逆境に直面することがありうることをギリシャの事例は教えている。

また、第二に、ギリシャは世界政治(G)のレベルでは「西側地域」に放擲され、英米に繋がる東部地中海地域(R₂)としての規定性(伝統的經濟趨勢としてはこれが主要であったが)を一層強くしていたものの、革命運動のレベルでは、北隣諸國における人民民主主義革命の進展というバルカン地域(R₁)としての規定性をうけていたこと、そして、ギリシャ共産党が仏伊の道とユーゴスラヴィアの道との二つの革命路線の間で示した動搖の軌跡も、東地中海とバルカンという二重の地域性との動搖と関連していた。第三に興味深いことは、マケドニア人という既存の一国(N)の枠組からはみでる少数民族の存在がギリシャの革命運動をしてバルカンの地域性(R₁)にひきつける上で一つの重要な契機となっていたことである。多かれ少なかれ國家との關係で論じられる民族概念(nation)に立脚した國際(inter-nation)史としてだけではなく、

国家と区別されたいわば民際 (inter-peoples) 史として接近することの重要性をこの問題は我々に告知している。

総じて、未完のテーマではあるが、この解放ギリシャの暗転の歴史は、我々に現代世界史を、世界 (G) — 地域 (R) — 一國 (N) の三層に区分した上でその相関を問う方法の重要性を告げているように思う。図 III — I に示した様に、一國 (N) は経済・政治・文化等の多様な紐帯を通じて複数の地域性 (R) を帯びており、時として (N) の中の少数民族の存在が民際的な形で特定の (R) にひきつけることすらある。また、(N) の側から世界を見る際、(N) が中小国であればあるだけ、(N) にとって (G) は往々にして大国の権力政治の場裡として自らに多大の圧力を下向させてくるため、この三層関係は図 III — I のような逆ピラミッド構造として映ってくるであろう。例えば、ギリシャにとっての「英ソ秘密合意」はその典型であろう。そうした中で (N) がこの圧力に抗して独立を保つには、コミンフォルム除名後のユーゴスラヴィアが非同盟運動を組織したように、他の (N) との連帯を通じて独自の (R) を形成し、ひいては (G) の状況を変えてゆくような強固な主体性に貫ぬかれた独自の下の連帯 II 上向戦略が要求されるであろう。同じバルカンという地域性 (R) を共有しながら、戦後のギリシャとユーゴスラヴィアがその軌跡を分けた根拠もこのような文脈の中で考えてみる必要があるように思われる。

(この研究は一九七八年度文部省科学研究費一般研究(B)による)